

国立公園における九州自然歩道の管理等
に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 26 年 3 月

九州管区行政評価局

目 次

	頁
第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 九州自然歩道、標識等の維持管理	2
2 利用者に対する情報提供の充実等	38
(1) ルートの正確な表示	38
(2) 「緊急情報」による情報提供の充実	43
(3) サイト利用の利便性の向上	47
3 ビジターセンターの休憩・避難機能等の充実	55

図表等目次

	頁
1 九州自然歩道、標識等の維持管理	
図表 1-① 長距離自然歩道の目的、歴史的経緯	10
図表 1-② 各長距離自然歩道の整備年度	10
図表 1-③ 九州自然歩道整備計画	11
図表 1-④ 長距離自然歩道の路線変更等	12
図表 1-⑤ 九州自然歩道の県別歩道計画延長距離の変化	13
図表 1-⑥ 九州自然歩道の利用者数の推移（県別）	13
図表 1-⑦ 平成 23 年長距離自然歩道利用者数（自然歩道別）	13
図表 1-⑧ 九州内 4 国立公園の指定状況	14
図表 1-⑨ 九州内 4 国立公園の九州自然歩道延長距離	14
図表 1-⑩ 九州内 4 国立公園の九州自然歩道延長距離（国立公園別）	15
図表 1-⑪ 九州内 4 国立公園の利用者数の推移	15
図表 1-⑫ 九州自然歩道の管理運営方針	15
図表 1-⑬ 自然公園関係法令	16
図表 1-⑭ 公園計画における歩道の取扱いについて	18
図表 1-⑮ 公園計画における九州自然歩道路線の位置付け（例）	19
図表 1-⑯ 国立公園事業の決定について	20
図表 1-⑰ 国立公園における公園計画の決定から公園事業の決定、 事業執行までの流れ	21
図表 1-⑱ 自然公園等事業の改革について	22
図表 1-⑲ 九州内 4 国立公園における九州自然歩道に係る公園事業執行 区間等の状況	23
図表 1-⑳ 自然公園における利用者の安全対策について	23
図表 1-㉑ 自然公園等施設技術指針（九州自然歩道関係）	24
図表 1-㉒ 九州地方環境事務所国立公園等事業点検実施要領	25
図表 1-㉓ 九州自然歩道全体図	26
図表 1-㉔ 九州自然歩道現地調査区間（阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域））	27
図表 1-㉕ 九州自然歩道現地調査区間（阿蘇くじゅう国立公園（くじゅう地域））	28
図表 1-㉖ 九州自然歩道現地調査区間（霧島錦江湾国立公園（霧島地域））	29
図表 1-㉗ 当局の現地調査結果（国執行区間）	30
図表 1-㉘ くじゅう自然保護官事務所における当局による現地調査 結果事例の把握状況	30
図表 1-㉙ 九州地方環境事務所管内の国執行区間が所在する自然保護官 事務所における巡視業務の委託等状況	30
図表 1-㉚ くじゅう自然保護官事務所における国執行区間の公共標識の把握状況	31
図表 1-㉛ くじゅう自然保護官事務所における国執行区間の巡視等実施状況	31

図表 1-32	委託事業者が補修を実施又は補修を要するとして くじゅう自然保護官事務所に報告した事例の内容別事例数	32
図表 1-33	委託事業者がくじゅう自然保護官事務所に補修を要するとして 報告した事例の対応状況	32
図表 1-34	くじゅう自然保護官事務所が巡視により把握した要補修箇所事例の 対応状況	32
図表 1-35	当局の現地調査（調査対象 3 県の県執行区間）の実施状況	33
図表 1-36	当局の現地調査結果（調査対象 3 県執行区間）	33
図表 1-37	当局の現地調査結果（熊本県執行区間）	34
図表 1-38	当局の現地調査結果（大分県執行区間）	34
図表 1-39	当局の現地調査結果（鹿児島県執行区間）	35
図表 1-40	調査対象 3 県における当局の現地調査結果事例の把握状況	35
図表 1-41	調査対象 3 県における国立公園内の九州自然歩道（県執行区間）の 維持管理委託状況	35
図表 1-42	調査対象 3 県における九州自然歩道（当局が現地調査した県執行区間）の 巡視の実施状況	36
図表 1-43	調査対象 3 県における九州自然歩道（当局が現地調査した県執行区間） の市町村への維持管理業務委託状況等	36
図表 1-44	九州自然歩道に係る公園事業未執行区間のある国立公園の公園事業 決定時期等	36
図表 1-45	九州自然歩道に係る公園事業未執行区間の当局における現地調査結果	37

2 利用者に対する情報提供の充実等

(1) ルートの正確な表示

図表 2-(1)-①	九州自然歩道のルートの表示位置がハイカーズマップと国土地理院の 地形図で異なっている箇所	40
図表 2-(1)-②	九州自然歩道のルートの表示位置がハイカーズマップ と国土地理院の地形図で異なっている事例	41

(2) 「緊急情報」による情報提供の充実

図表 2-(2)-①	九州自然歩道ポータルサイトのメニュー及び掲載内容	45
図表 2-(2)-②	行政情報の電子的提供指針	45
図表 2-(2)-③	環境省行政情報の電子的提供実施方針	46
図表 2-(2)-④	九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」 (平成 25 年 12 月 26 日現在)	46

(3) サイト利用の利便性の向上

図表 2-(3)-①	地形図地図記号	49
図表 2-(3)-②	国土地理院の地形図に記載されている道の種別が把握できない例	50
図表 2-(3)-③	九州内 7 県のハイカーズマップのルートの表示方法	50

図表 2-(3)-④ 九州内 7 県のハイカーズマップにおける道の種類（凡例）の 表示状況	51
図表 2-(3)-⑤ 九州自然歩道ポータルサイトのトップページ及び サイトマップの表示内容	53
図表 2-(3)-⑥ 「長距離自然歩道を歩こう」に掲載されている個別コースの例	54

3 ビジターセンターの休憩・避難機能等の充実

図表 3-① ビジターセンター関係法令	58
図表 3-② ビジターセンターの定義	59
図表 3-③ 自然公園等施設技術指針（ビジターセンター関係）	59
図表 3-④ 九州地方環境事務所の防災業務計画	61
図表 3-⑤ 環境省直轄のビジターセンター（九州）	62
図表 3-⑥ 環境省直轄のビジターセンターの機能区分（九州）	62
図表 3-⑦ 環境省直轄のビジターセンターの整備費等の状況（九州）	63
図表 3-⑧ 環境省直轄のビジターセンターの運営体制（九州）	63
図表 3-⑨ 環境省直轄のビジターセンターの利用者数の推移（九州）	64
図表 3-⑩ ビジターセンターにおける非常用機器等の配備状況	64
図表 3-⑪ えびのエコミュージアムセンター館内配置図（1 階）	65
図表 3-⑫ えびの高原地区と宮崎市との 1 月気温の比較	65
図表 3-⑬ 環境省が実行している冷暖房等の管理等	66
図表 3-⑭ えびのエコミュージアムセンター冬季利用者の状況	66
図表 3-⑮ 九重連山（長者原）における長者原ビジターセンターの配置状況（地図）	67
図表 3-⑯ えびの高原におけるえびのエコミュージアムセンターの配置状況（地図）	68
図表 3-⑰ ビジターセンターの暖房設備状況	68

4 現地調査結果事列表（別冊）

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

自然歩道は、昭和44年1月の環境庁（現環境省）の長距離自然歩道構想に基づき、四季を通じて手軽に、楽しく、かつ安全に風景地等を歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、自然保護に対する理解を深めることを目的に、これまで全国9地区において整備が進められている。九州自然歩道は、昭和50年度に全国で2番目に整備が開始され、平成23年には841万5,000人が利用している。

また、九州自然歩道のルートは、4か所の国立公園を經由しているが、環境省は、国立公園の地形、地質、動植物等について解説・展示する等の機能のほか、利用者が休憩・避難するための機能も併せ持つビジターセンターの整備を進めている。

しかしながら、①九州自然歩道については、近年の豪雨による歩道の崩落や倒木のため歩行が困難となっている、標識が損壊等したまま放置されている、案内板の内容が分かりにくい、②利用者への災害・事故等に係る情報提供が不十分、③ビジターセンターについて、休憩・避難施設としての整備が不十分等の状況が生じている。

この行政評価・監視は、九州自然歩道の安心・安全な利用環境の整備を推進するとともに、利用者に対する情報提供の推進、ビジターセンターの機能の充実を図る観点から、九州自然歩道・標識等の維持管理、利用者への情報提供等の実態、ビジターセンターの管理運営状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施するものである。

2 調査項目

- (1) 九州自然歩道、標識等の維持管理
- (2) 利用者に対する情報提供の充実等
- (3) ビジターセンターの休憩・避難機能等の充実

3 対象機関

- (1) 調査対象機関 九州地方環境事務所（くじゅう自然保護官事務所、えびの自然保護官事務所）、雲仙お山の情報館、長者原ビジターセンター、えびのエコミュージアムセンター
- (2) 関連調査等対象機関 熊本県、大分県、鹿児島県

4 調査実施期間

平成25年12月～26年3月

第2 行政評価・監視結果

1 九州自然歩道、標識等の維持管理

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>長距離自然歩道は、国土を縦断、横断又は循環し、多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的として、東海自然歩道の整備が開始された昭和45年度以降、全国で整備が進められることとなった。現在、全国で9自然歩道（東海、九州、中国、四国、首都圏、東北、中部北陸、近畿、北海道）が整備されている。</p> <p>九州自然歩道は、東海自然歩道に次ぎ、全国2番目に昭和50年度から整備が行われた長距離自然歩道である。九州自然歩道は、福岡県北九州市の皿倉山（北九州国定公園）を起点とし、九州の国立公園、国定公園など自然豊かな箇所を經由して九州を一周する路線を有する歩道であり、新設によるもののほか、既設の登山道や市町村道などを活用している。</p> <p>九州自然歩道は、整備当初、延長距離は2,091.0kmであったが、利用者の利便向上を図ることなどから、平成4年度に大規模な路線の見直しが行われたほか、それ以降の路線の見直しにより、平成25年12月1日現在で2,931.8kmまで延長している。また、九州自然歩道の過去10か年（平成14年～23年）の年平均利用者数は818万1,000人となっており、全国の長距離自然歩道の利用者数と比較（平成23年）しても、近畿、中部北陸自然歩道に次ぎ、利用者数が多い自然歩道となっている。</p> <p>なお、九州内の阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、雲仙天草及び西海の4国立公園（以下「九州内4国立公園」という。）を通過する九州自然歩道の延長距離は478.0km（全体路線延長2,931.8kmの16.3%）に及んでおり、国立公園別の延長距離は、阿蘇くじゅう国立公園が157.0km（九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離の32.8%）、霧島錦江湾国立公園が145.0km（同30.3%）などとなっている。</p> <p>ちなみに、九州内4国立公園の利用者数は、平成23年度で429万3,000人となっており、このうち阿蘇くじゅう国立公園の利用者数が222万7,000人と、九州内4国立公園利用者数の約半数を占めている。</p> <p>九州自然歩道の整備については、「九州自然歩道整備計画について」（昭和51年3月25日付け環自計第48号環境庁自然保護局長通知）を受け、国立公園内の九州自然歩道も含め、県が主体的に整備を行うこととなり、また、九州自然歩道の管理運営については、「九州自然歩道の管理運営について」（昭和51年3月25日付け環自計第49号環境庁自然保護局長通知）において、「各都府県内に</p>	<p>図表1-①</p> <p>図表1-②</p> <p>図表1-③</p> <p>図表1-④</p> <p>図表1-⑤</p> <p>図表1-⑥</p> <p>図表1-⑦</p> <p>図表1-⑧</p> <p>図表1-⑨</p> <p>図表1-⑩</p> <p>図表1-⑪</p> <p>図表1-③ （再掲）</p> <p>図表1-⑫</p>

おける自然歩道の管理主体は、当該都府県とする。」とされ、九州自然歩道の整備後の維持管理も県が主体的に実施することとなった。

九州自然歩道の全体的な路線指定については、昭和 50 年度の整備当初及び平成 4 年度に、環境省（平成 13 年 1 月 5 日まで環境庁）（注 1）が、関係県等の意見を踏まえて実施しており、その後の個別の路線指定については、関係県等からの路線見直し要望に応じ、環境省が実施している。

（注 1）平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁再編により環境庁を改組し、環境省が設置された。

環境省が指定した国立公園内の九州自然歩道の路線は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 7 条に基づく公園計画（利用施設計画）において道路（歩道）として位置付けられることで、同法上の公園事業としての九州自然歩道の路線として正式に決定される。九州自然歩道の路線を公園計画に位置付けるに当たって、九州地方環境事務所が関係県等の意見を踏まえ、九州自然歩道に係る公園計画案を策定し、同法第 7 条に基づく公園計画決定に係る中央環境審議会の意見聴取を経て、環境大臣が公園計画を決定する。公園計画が決定した後、同事務所は、関係県等の意見を踏まえ、九州自然歩道の整備に係る公園事業案を策定し、同法第 9 条に基づく公園事業の事業決定に係る中央環境審査会の意見聴取の手続きを経て、環境大臣が、公園事業として九州自然歩道の整備を決定する。

その後、公園事業として九州自然歩道を整備する者（県等）は、環境大臣との協議及び同意を経て、九州自然歩道を整備する。国立公園における九州自然歩道の整備は、公園事業として行われるものであり、自然公園法では、公園事業を「執行する」と表現している（注 2）。

（注 2）国立公園における九州自然歩道の整備については、以下、「公園事業の執行」、「事業執行」など「執行」という表現を活用した記載を行うこととする。

県等は、国立公園内において九州自然歩道の事業執行を行う際、国の補助を活用して歩道の新設や既設登山道などの改良（階段の設置など）に加え、歩道への公共標識の設置等を進めていたが、環境省は、平成 16 年 12 月 27 日に、「自然公園等事業の改革について」（平成 16 年 12 月 27 日付け環自計発第 041227001 号・環自国発第 041227001 号・環自整発第 041227003 号環境省自然環境局自然環境計画・国立公園・自然環境整備課長連名通知）（以下「三位一体改革通知」という。）を発出し、同通知において、「国立公園の公園事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、補助金を廃止するとともに、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業に係る今後の整備は、直轄で行うこと」とした。このため、平成 17 年度以降、国立公園内の公園事業は、原則、国が執行することとなり、県等が国立公園内において九州自然歩道の事業を執行する際、国の補助を活用した事業執行が困難となった。

なお、環境省は、三位一体改革通知に基づき、国立公園における九州自然歩道の事業執行については、関係県等からの要望に応じ、同省による事業執行を

図表 1－⑬～⑰

図表 1－⑱

行う仕組みを設けている。

九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離478.0km(平成25年12月1日現在)のうち、九州自然歩道の事業執行が行われている区間(以下「公園事業執行区間」という。)は359.094km(九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離の75.1%)、事業執行が行われていない区間(以下「公園事業未執行区間」という。)(注3)は118.906km(九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離の24.9%)となっている。

(注3) 「公園事業未執行区間」は、九州自然歩道の事業執行が行われていない区間であり、歩道に案内標識など公共標識等の施設はない。このため、施設の維持管理者はいない。

公園事業執行区間のうち、環境省が九州自然歩道の事業執行を行っている区間(以下「国執行区間」という。)(注4)は83.985km(九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離の17.6%)、県が九州自然歩道の事業執行を行っている区間(以下「県執行区間」という。)(注5)は274.484km(同57.4%)、市町村が九州自然歩道の事業執行を行っている区間(以下「市町村執行区間」という。)(注6)は0.625km(同0.1%)となっている。

(注4) 「国執行区間」は、環境省が九州自然歩道の事業執行を行い、その後においても同省が維持管理している区間である。

(注5) 「県執行区間」は、県が九州自然歩道の事業執行を行い、その後においても県が維持管理している区間である。

(注6) 「市町村執行区間」は、市町村が九州自然歩道の事業執行を行い、その後においても市町村が維持管理している区間である。

【調査結果】

(1) 公園事業執行区間の状況

環境省は、「自然公園における利用者の安全対策について」(平成元年7月21日付け環自企第423号環境庁自然保護局長通知)により、地方環境事務所及び都道府県に対して、国立公園などの自然公園における事故を防止し、安全利用の推進に努めるよう通知している。

また、環境省は、「自然公園等事業技術指針(試行版)」(平成13年3月環境省自然環境局自然環境整備課)を策定した後、同指針(試行版)を廃止し、「自然公園等施設技術指針」(平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室)を策定しており、九州地方環境事務所は、同事務所管内の国執行区間を含む国立公園内の同省所管地及び直轄施設(以下「直轄施設等」という。)については、この指針を適用して、巡視及び点検(以下「巡視等」という。)を実施している。同指針では、コースやポイントを指定して確実にかつ計画的に巡視を実施するとともに、巡視により発見された直轄施設等の異常を是正することなどを目的とした点検も実施することとされている。

なお、九州地方環境事務所は、「自然公園等事業技術指針(試行版)」を踏まえ、国執行区間を含む直轄施設等の維持管理・安全対策を同事務所管内の実状に応じて効果的に実施するため、平成24年5月に独自に「九州地方環境

図表1-⑱

図表1-⑳

図表1-㉑

<p>事務所国立公園等事業点検実施要領」(以下「実施要領」という。)を策定し、同事務所管内の10自然保護官事務所等に対して、実施要領の点検項目を活用した点検を実施し、点検結果については、同事務所に報告するよう指導している。</p>	<p>図表1-⑳</p>
<p>一方、国立公園内の都道府県の所管地及び施設については、都道府県は、「自然公園における利用者の安全対策について」により、公園事業に係る施設の供用後は定期的に安全確認のための点検を行うとともに、点検に当たっては、案内板、注意標識等の公共標識の点検にも留意することとされている。</p>	<p>図表1-㉑ (再掲)</p>
<p>今回、当局が、九州地方環境事務所管内の国執行区間並びに熊本県、大分県及び鹿児島県(以下「調査対象3県」という。)の県執行区間の計270.331kmのうち、33.615km(この区間の公共標識は184基)について現地調査を実施した。</p>	<p>図表1-㉒～㉔</p>
<p>ア 国執行区間の維持管理・安全対策</p>	
<p>(ア) 現地調査結果</p>	
<p>今回、当局が、九州地方環境事務所管内の国執行区間83.985kmのうち、くじゅう自然保護官事務所が管理する4.315km(この区間の公共標識は28基)について現地調査した結果、次のとおり、利用者の安全及び利便の確保が十分に図られていないと判断されるものがみられた(12事例)。</p>	<p>図表1-㉕</p>
<p>① 歩道について、階段が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの(6事例)</p>	
<p>② 公共標識について、利用者が道に迷うおそれがある歩道の分岐地点に案内標識(注7)が設置されていないなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの(2事例)</p>	
<p>③ 公共標識について、記載されている文字の判読が困難などにより、利用者の利便確保が十分に図られていないもの(2事例)</p>	
<p>④ その他改善が必要なもの(2事例)</p>	
<p>なお、上記①から④までの事例について、くじゅう自然保護官事務所が当該事例を把握しているか確認したところ、把握していないものが5事例(41.7%)みられた。</p>	<p>図表1-㉖</p>
<p>(注7)案内標識は、公共標識の一種であり、目的物への誘導等の機能を有する。</p>	
<p>(イ) 維持管理・安全対策の実施状況</p>	
<p>当局が調査対象とした国執行区間を管理するくじゅう自然保護官事務所は、阿蘇くじゅう国立公園(くじゅう地域)を管轄しており、自然保護官等による巡視等及び九州地方環境事務所が維持管理業務を委託した民間事業者(以下「委託事業者」という。)による巡視によって、国執行区間の維持管理・安全対策を実施している。</p>	<p>図表1-㉗</p>
<p>また、自然保護官等による巡視等結果については、巡視日誌により記</p>	

録しており、委託事業者による巡視結果については、委託事業者が作成した報告書により記録している。

今回、当局が、くじゅう自然保護官事務所における国執行区間の施設の把握状況、巡視等の実施状況及び要補修事例等の対応状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 九州地方環境事務所は、平成 17 年度に大分県執行区間であった区間（長者原から坊ガツルまでの区間及び法華院温泉付近）を国執行区間としており、当該区間はくじゅう自然保護官事務所が所管している。しかしながら、同自然保護官事務所は、直轄事業により当該区間に整備した施設の設置位置等については、直轄事業施工時の工事図面等により把握しているものの、巡視等に当たって、当該工事図面等は携行しておらず、また、大分県が 17 年度以前に当該区間に整備し、現存している施設等の設置位置等を正確に把握しきれていない。

図表 1－⑳

② くじゅう自然保護官事務所は、事務所独自の巡視日誌により記録しているものの、九州地方環境事務所が実施要領を策定した平成 24 年 5 月以降、所定の様式にて実施要領の点検項目を活用した点検を実施していない。

図表 1－㉑

③ 九州地方環境事務所は、くじゅう自然保護官事務所管内の国執行区間に係る維持管理業務の委託事業者に対して、委託事業仕様書により巡視の実施方法を定めているものの、具体的な巡視項目の詳細を定めておらず、同自然保護官事務所も委託事業者に当該巡視項目の詳細を示していない。なお、委託事業者が、平成 23 年度から 25 年度（25 年 4 月から同年 12 月まで）までの間に、補修を実施又は補修を要するとして同自然保護官事務所に報告した 101 事例のうち、68 事例（67.3%）が「水切り溝・側溝清掃」及び「枯木伐採・倒木除去」で占められており、当局が現地調査により複数事例を把握した「分岐地点案内標識等未設置」などの公共標識に係る事例は 2 事例（2.0%）となっている。

図表 1－㉒

④ 平成 23 年度から 25 年度の上半期（25 年 4 月から同年 9 月まで）までに委託事業者からくじゅう自然保護官事務所に補修を要するとして報告された 6 事例のうち、補修を実施しているものは 3 事例であり、残りの 3 事例（50.0%）については補修されずに放置されており、それらについて、同自然保護官事務所は、補修の必要性を判断しておらず、委託事業者が応急措置を行ったか否かについても把握していない。

図表 1－㉓

また、くじゅう自然保護官事務所は、平成 24 年度及び 25 年度の上半期（25 年 4 月から同年 9 月まで）に自然保護官等の巡視等により把握した要補修 20 事例のうち、9 事例（45.0%）について、26 年 1 月末日現在、補修を実施していない。

図表 1－㉔

上記の原因として、①施設の設置位置等について、くじゅう自然保護官事務所は、巡視等に当たり、施設の所在の有無を確認する視点が十分でないこと、②実施要領の点検項目を活用した点検について、九州地方環境事務所による自然保護官事務所に対する指導が徹底していないこと、③委託事業者による巡視について、委託事業者の経験等に依存しており、利用者が安全かつ安心して利用するための視点が十分でないこと、④自然保護官等が把握した要補修事例の計画的な補修及び委託事業者が補修を要するとして報告した箇所に係る補修の必要性の検討等について、的確な対応を実施する仕組みが整備されていないことが考えられる。

イ 県執行区間の維持管理・安全対策

(7) 現地調査結果

今回、当局が、阿蘇くじゅう国立公園及び霧島錦江湾国立公園（霧島地域）内の調査対象3県の県執行区間 186.346kmのうち、29.3km（この区間の公共標識は 156 基）を現地調査した結果、次のとおり、利用者の安全及び利便の確保が十分に図られていないと判断されるものがみられた（76 事例）。

- ① 歩道について、歩道が崩壊しており、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（3 事例）
- ② 歩道について、階段が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（6 事例）
- ③ 歩道について、門扉等の障害物が設置されているなどにより通行が阻害されており、利用者の利便の確保が十分に図られていないもの（6 事例）
- ④ 公共標識について、利用者が道に迷うおそれがある歩道の分岐地点に案内標識が設置されていないなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（23 事例）
- ⑤ 公共標識について、倒壊、記載されている文字の判読が困難などにより、利用者の利便確保が十分に図られていないもの（32 事例）
- ⑥ 柵（手すりなど）が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（5 事例）
- ⑦ ベンチが破損しており、利用者の利便確保が十分に図られていないもの（1 事例）

なお、上記①から⑦までの事例について、各県が当該事例を把握しているか確認したところ、把握していないものが 56 事例（73.7%）みられた。

(1) 維持管理・安全対策の実施状況

図表 1－⑳
 図表 1－㉑
 図表 1－㉒
 図表 1－㉓
 図表 1－㉔

図表 1－㉕

<p>調査対象3県の県執行区間については、各県、各県が維持管理業務を委託した市町村等及び当該市町村等が再委託した団体等による巡視によって維持管理・安全対策が実施されている。</p> <p>今回、当局において、調査対象3県における県執行区間の巡視の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。</p> <p>① 当局が現地調査した区間について、(i)鹿児島県は、少なくとも平成23年度以降、巡視を実施しておらず、(ii)大分県は、巡視を実施しているものの、委託市町による巡視の実施状況を十分把握しておらず、(iii)熊本県は、巡視を実施し、委託市町村による巡視の実施状況も把握しているものの、巡視に当たって、公共標識の維持管理の視点が十分でない。</p> <p>② 熊本県及び鹿児島県については、県執行区間の歩道区間(注8)以外の区間に係る巡視を市町村等に委託していない。</p> <p>(注8) 道路法(昭和27年法律第180号)などに基づく管理者がいる区間を除く区間</p>	<p>図表1-④①</p> <p>図表1-④②</p> <p>図表1-④③</p>
<p>(2) 公園事業未執行区間の状況</p> <p>九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離478.0kmのうち、公園事業未執行区間は118.906kmある。公園事業未執行区間がある国立公園は、霧島錦江湾及び雲仙天草の2国立公園であり、両国立公園における九州自然歩道の整備については、平成4年に自然公園法第9条に基づく公園事業の決定が行われているものの、20年以上を経過した現在においてもいまだに事業執行が行われていない。</p> <p>今回、当局が、霧島錦江湾国立公園内の公園事業未執行区間97.669kmのうち、6.6kmを現地調査した結果、当該区間においては、分岐地点を示す案内標識等の公共標識等が全く設置されていないため、利用者が、分岐地点で道に迷うおそれがあるもの、九州自然歩道を通行しているかどうか分からず、利用者に不安を与えるおそれがあると判断されるものなどがみられた。</p> <p>上記の原因として、九州自然歩道の整備当初(昭和50年度)から長距離自然歩道は県が事業執行するものとされてきたことから、九州地方環境事務所は、平成17年度以降も公園事業未執行区間は県が実施するものとの認識があったことに加え、県は、公園事業未執行区間が県道や市町村道など道路管理者等がいる路線であったことなどから当該区間において別途、歩道事業としての事業執行は必要ないとし、現在まで九州自然歩道の利用者の目線に立って、歩道上への公共標識等の整備(事業執行)を検討しなかったことが考えられる。</p>	<p>図表1-④④</p> <p>図表1-④⑤</p> <p>図表1-④⑥</p> <p>(再掲)</p> <p>図表1-④⑦</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、九州地方環境事務所は、国立公園内の九州自然歩道の利用者の</p>	

安全及び利便の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国執行区間については、自然保護官事務所に対して、施設の設置位置等を記載した位置図の作成及び活用並びに実施要領の点検項目等を活用した巡視等の実施を指導し、巡視により把握した要補修事例等についての的確な対応を実施する仕組みを整備すること。
- ② 県執行区間については、県と協議を行い、当局の指摘事項等の計画的な改善を図るとともに、公共標識の維持管理の視点も踏まえた定期的な巡視を実施するよう県に要請すること。
- ③ 公園事業未執行区間については、適切な管理がされるよう事業の執行について関係県等との協議（調整）の上、利用者の目線に立って案内標識等の整備に努めること。

図表 1-①

長距離自然歩道の目的、歴史的経緯

○平成 20 年度長距離自然歩道点検・計画指針等検討業務報告書～長距離自然歩道点検・計画変更の手引き～
(平成 21 年 3 月 環境省自然環境局自然環境計画課) (抜粋)

1 目的と活用方法

長距離自然歩道は、国土を縦断、横断又は循環し、多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的としている。

(以下、略)

2 長距離自然歩道の歴史的経緯

環境庁設置以来めざましい発展を遂げてきた野外レクリエーション施設の一つに長距離自然歩道がある。東海自然歩道整備の構想が打ち出されたのは昭和 44 年 1 月のことであるが、環境庁が設置された後の 47 年度予算から、国立公園及び国定公園の外であっても、1/3 の施設整備補助金が支出されることになり、急速に整備が進んだ。さらにこれが引き金となって、各地で長距離自然歩道の構想が表面化してきた。環境庁では、東海自然歩道の整備を進めながら、次いで九州自然歩道の整備にとりかかり、さらに 52 年からは中国自然歩道、55 年からは四国自然歩道の整備に着手してきた。このように、関東以西の自然歩道網が着々と整備されていることに勢を得て、56 年度には首都圏自然歩道の整備を開始し、以後、全国レベルの歩道のネットワークの構築に向けた取組がすすめられ、平成 19 年には、全国 9 路線が整備計画ネットワーク化されるに至っている。

(2)九州自然歩道と中国自然歩道

九州自然歩道は、昭和 50 年度に整備が開始されたが、この路線計画は、2つの点で東海自然歩道とは異なっている。

一つは、2点間連絡型ではなく、九州本土全県を巡る地域周回型の路線としたこと、二つ目は、歩道沿線地域に新しい自然公園を設けるという方針を採用しなかった点である。地域周回型の路線の型式が採用された理由は、九州自然歩道がそもそも2点間の連絡ではなく、日帰りを念頭に九州圏域の利用しやすい興味地点をつなぐ発想に基づくものであったためである。また、沿線に新たな公園指定を伴わなかった点については、九州では「開発の防波堤」を必要としなかったこと、及び昭和 47 年度以降は国立・国定公園の区域外でも歩道整備の国庫補助が受けられたことによるためである。

(以下、略)

(注)本表中の下線は、当局が付した。

図表 1-②

各長距離自然歩道の整備年度

長距離自然歩道名	整備年度
東海自然歩道	S45 - S49
九州自然歩道	S50 - S55
中国自然歩道	S52 - S57
四国自然歩道	S56 - H1
首都圏自然歩道	S57 - S63
東北自然歩道	H2 - H8
中部北陸自然歩道	H7 - H12
近畿自然歩道	H9 - H15
北海道自然歩道	H15 - H24

(注) 本表は、平成 20 年度長距離自然歩道点検・計画指針等検討業務報告書～長距離自然歩道点検・計画変更の手引き～(平成 21 年 3 月環境省自然環境局自然環境計画課)を基に当局で作成した。

図表 1-③

九州自然歩道整備計画

○九州自然歩道整備計画について（昭和 51 年 3 月 25 日付け環自計第 48 号 知事宛環境庁自然保護局長通知）（抜粋）

九州自然歩道整備計画

九州地方における豊かな自然と文化を相互に結び九州を一周する九州自然歩道を整備するため、次のとおり整備計画を定める。

1. 路線

(1) 起点及び終点

北九州国定公園：皿倉山（福岡県）

(2) 延長及び関係自然公園

	路線延長	国立公園	国定公園	県立自然公園
福岡	207 km	—	(2) 北九州 耶馬日田英彦山	(4) 筑豊、筑後川、太宰府 背振雷山
大分	133	(1) 阿蘇	(2) 耶馬日田英彦山 祖母傾	(2) 神角寺芹川 祖母傾
宮崎	350	(1) 霧島屋久	(1) 祖母傾	(3) 祖母傾、尾鈴 西都原杉安山峡
鹿児島	550	(1) 霧島屋久	—	(4) 坊の間、吹上浜 蘭牟田池、川内川流域
熊本	520	(2) 阿蘇 雲仙天草	—	(5) 市房山、五木五家荘 金峰山、小岱山、矢部周辺
長崎	214	(1) 雲仙天草	—	(5) 島原半島、野母半島、大村湾 西彼杵半島、北松
佐賀	117	—	—	(6) 黒髪山、八幡岳、天山 北山、背振山、基山
計	2,091	3	3	29

(3) 主要経過地

(略)

2 整備内容

昭和 51 年度を初年度とし、五ヶ年で次のとおり整備を図るものとする。

施設の種別	工種	規模	整備に要する費用（国内費）
歩道 2,091 km (歩道橋)	新設	87 km	} (昭和 50 年度単価による) 2,399 百万円 (953 百万円)
	改良	434 km	
	既設	1,570 km	
	新設	5ヶ所)	
付帯施設 標識類 路傍休憩地	新設	約 17,800 本 100ヶ所	} 825 百万円 (302 百万円)
計			3,224 百万円 (1,255 百万円)

図表 1-④

長距離自然歩道の路線変更等

○平成 20 年度長距離自然歩道点検・計画指針等検討業務報告書～長距離自然歩道点検・計画変更の手引き～
(平成 21 年 3 月環境省自然環境局自然環境計画課) (抜粋)

4 長距離自然歩道点検・変更の進め方

(1) 路線変更の考え方

昭和 45 年度以降整備が進められている長距離自然歩道について、これまで物理的な理由等によりしばしば路線変更の要望、あるいは必要性が生じてきており、今後ともそのような事態が予想される。そこで、路線変更に対する基本的考え方を整理し、今後の長距離自然歩道の適切な維持運営に資するものとする。

1) 経過

長距離自然歩道は環境省が路線の計画決定を行い、主として都道府県が国庫補助や交付金を受けて整備を行い、維持管理を行っているものである。しかしながら、沿線の自然条件、社会条件、利用条件等の変化に伴い、路線の一部が利用に不適切となったり、より魅力的な路線の設定が望まれる状況が発生しており、それに応じた路線の変更が必要となってくる。

変更の方法としては次の 2 通りがある。

- | |
|---|
| ① 全線にわたって全体的に変更する場合 (環境省主導で実施) |
| ② 個別に路線変更する場合 (必要に応じて都道府県等の路線管理者が主導で実施) |

①は平成 2～4 年度に東海・九州・中国の 3 路線について変更を行っている。今後にも必要に応じて実施していくこととなるが、これに関する変更は環境省が主導して行っている。

②は、地域レベルでの必要性に由来して行われるもので、次の 3 つのケースが考えられる。

- ア 路線を変更する・・・部分削除及び代替ルート追加
- イ 路線の追加のみを行う・・・削除を伴わない
- ウ 路線の削除のみを行う・・・代替ルートを伴わない、枝線に限られる
(以下、略)

2) 個別の路線変更の考え方

1) ②に当たる個別の路線の変更は、次に該当するケースのうち、やむを得ない、または適当と判断されるものについて行うことを基本とする。(1) ①の環境省が主導して行われる路線の全体的変更については、その都度、変更にあたっての方針や考え方を示すこととする。)

- | |
|--|
| <p>I. 削除：路線として不相当と認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿線の環境の変化 (市街化、私有地等における開発行為など) 等により自然歩道としての魅力・快適性が著しく乏しくなった場合 ・利用上または維持管理上、著しい困難を伴う場合 (公共交通機関や林道の廃止、道路建設による分断など) ・利用上、危険や著しい攪乱が伴う場合 (開発行為地内の通過または隣接、その他落石の危険や著しい騒音など) ・利用者が極端に少なく、路線としての意義・効果が著しく低い場合 ・物理的に歩道としての存続が困難な場合 (造成・建築や道路建設等に伴う消失など) <p>II. 追加：より望ましい路線の追加が必要と認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迂回路や枝線の追加によって、より利用性・魅力性が向上する場合 ・広範な利用者や複数の利用形態に対応する必要がある場合 (身体の不自由な人のための路線、健脚向きと一般向き、車や自転車によるアクセスなど) ・利用効率をあげるため、公共交通機関の駅等とを結ぶアプローチ道が必要となった場合 <p>III. その他必要と認められる場合</p> |
|--|

以下、略

図表 1-⑤

九州自然歩道の県別歩道計画延長距離の変化

(単位：km)

区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計
整備当初（～55年度）	207.0	117.0	214.0	520.0	133.0	350.0	550.0	2,091.0
延長距離 指数	100	100	100	100	100	100	100	100
平成4年度路線見直し時延長距離	262.8	122.0	375.6	633.1	188.4	375.0	650.4	2,607.3
指数	127	104	176	122	142	107	118	125
平成25年12月1日現在の延長距離	261.1	122.0	728.6	634.7	163.0	372.0	650.4	2,931.8
指数	126	104	340	122	123	106	118	140

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 本表中の指数は、整備当初を100とした場合の指数である。
 3 環境省は、九州自然歩道の延長距離については、平成22年度までは各県から環境省に提出される歩道延長距離数を基に算出しているが、各県が環境省に提出する歩道延長距離について、計画路線を提出したり、整備路線を提出する県があるなど、提出する歩道延長距離が統一されていなかったため、環境省は、平成23年度末に、数値の取扱いを整理した上で、整備当初の延長距離に、把握している変更距離を反映した数値を整理している。

図表 1-⑥

九州自然歩道の利用者数の推移（県別）

(単位：千人)

区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計	10か年 (年平均)
平成14年	3,161	298	98	600	1,064	1,640	874	7,735	8,181
15	3,176	271	94	580	1,058	1,617	860	7,656	
16	3,185	238	77	547	906	1,540	822	7,315	
17	3,461	241	108	540	874	1,432	811	7,467	
18	3,978	251	123	530	898	1,387	777	7,944	
19	4,157	266	123	544	963	1,611	700	8,364	
20	4,040	264	99	878	892	2,153	688	9,014	
21	4,050	241	88	891	871	2,198	738	9,077	
22	4,042	265	102	881	616	2,155	765	8,826	
23	4,037	231	194	893	446	1,930	684	8,415	

(注) 環境省資料による。

図表 1-⑦

平成23年長距離自然歩道利用者数（自然歩道別）

(単位：km、千人)

長距離自然歩道名	北海道	東北	首都圏	東海	中部北陸	近畿	中国	四国	九州	計
延長距離	4,599.7	4,369.1	1,794.2	1,733.1	4,084.9	3,296.1	2,294.8	1,647.1	2,931.8	26,750.0
利用者数	176	8,370	6,981	7,527	8,772	23,724	3,031	2,266	8,415	69,262

- (注) 1 環境省のホームページによる。
 2 北海道自然歩道は、平成23年現在整備中であり、距離は整備計画に示されたものである。利用者数については、供用を開始している一部のもの。

図表 1-⑧

九州内 4 国立公園の指定状況

(単位：h a)

区分	雲仙天草国立公園	霧島錦江湾国立公園	阿蘇くじゅう国立公園	西海国立公園	
指定年月日	昭和 9 年 3 月 16 日	昭和 9 年 3 月 16 日	昭和 9 年 12 月 4 日	昭和 30 年 3 月 16 日	
指定面積	28,279	36,586	72,678	24,646	
特別地域	19,999	24,598	35,721	23,651	
	特別保護	589	4,961	1,997	80
	第 1 種	996	3,738	4,377	1,870
	第 2 種	11,705	10,453	13,910	13,255
	第 3 種	6,709	5,446	15,437	8,446
普通地域	8,280	11,988	36,957	995	
関係県	長崎、熊本、鹿児島	宮崎、鹿児島	熊本、大分	長崎	
特色	総括	雲仙岳の山岳景観と温泉、切支丹遺跡、内海多島海景観	集成火山景観、海域カルデラの錦江湾と活火山桜島の景観	カルデラ景観、草原美	多海多島海景観、切支丹遺跡
	景観・地形地質	鐘状円錐複式火山（雲仙岳）、泥火山・地獄現象（絹笠山・矢岳間爆裂火口）、温泉群、多島海、海中景観（富岡、牛深等）	火山集団（霧島山群、火口湖群）、海域カルデラ、熱水噴出孔、温泉群、海中景観（桜島等）	カルデラ（阿蘇）、活火山中央火口丘（五岳）、鐘状火山（久住山）、火山性高原、草千里・久住高原、飯田高原、温泉群	多洋性多島海景観（九十九島）、単成火山群（小値賀島）、柱状節理（生月島）、リアス式海岸（玉之浦湾等）、海中景観（福江等）
	動物	オオルリ、ウグイス、ホオジロ、コルリ、ホトトギス等鳴禽類	アカコッコ、ヤイロチヨウ、イイジマムシクイ、ブッポウソウ（狭野神社）	ニホンカモシカ、コジュリン、ホオアカ等草原性鳥類、オオルリシジミ、ヒメシロチョウ、ミドリシジミ類	ニホンジカ、ウミスズメ、ミサゴ、アマツバメ、アオウミガメ、アカウミガメ
	植物	地獄地帯シロドウダン群落、野岳イヌツゲ群落、池の原ミヤマキリシマ群落、亜熱帯植物群（天草）、ハマボウ、ハマオモト	ノカイドウ、ミヤマキリシマ群落、アカマツ林、亜熱帯性植物群落	深葉溪自然林、高山植物（久住山塊）、ミヤマキリシマ、ハナシノブ、ヒゴタイ、ヒゴシオン、ヤツシロソウ等草原植物	亜熱帯性植物群落、常緑広葉樹、ハマジンチヨウ、ビロウ、ハマトラノオ

(注) 環境省のホームページを基に当局で作成した。

図表 1-⑨

九州内 4 国立公園の九州自然歩道延長距離（平成 25 年 12 月 1 日現在）

(単位：km、%)

区分	国立公園内	国立公園以外	計
延長距離	478.0	2,453.8	2,931.8
割合	16.3	83.7	100

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-⑩

九州内 4 国立公園の九州自然歩道延長距離（国立公園別）（平成 25 年 12 月 1 日現在）

（単位：km、％）

区分	阿蘇くじゅう国立公園	霧島錦江湾国立公園	雲仙天草国立公園	西海国立公園	計
延長距離	157.0	145.0	95.0	81.0	478.0
割合	32.8	30.3	20.0	16.9	100

（注） 当局の調査結果による。

図表 1-⑪

九州内 4 国立公園の利用者数の推移

（単位：千人）

区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
阿蘇くじゅう国立公園	2,441	2,286	2,306	2,219	2,227
雲仙天草国立公園	673	644	641	649	624
西海国立公園	462	450	445	456	439
霧島屋久国立公園（注 2） （霧島錦江湾国立公園）	1,105	1,150	1,145	1,110	1,003
計	4,681	4,530	4,537	4,434	4,293

（注） 1 環境省の提出資料による。

2 霧島屋久国立公園は平成 24 年 3 月 16 日に「霧島錦江湾国立公園」と「屋久国立公園」に分割されている。本表中の霧島屋久国立公園（霧島錦江湾国立公園）の利用者数には、屋久国立公園を含む利用者数を掲載している。

図表 1-⑫

九州自然歩道の管理運営方針

○九州自然歩道の管理運営について（昭和 51 年 3 月 25 日付け環自計第 49 号 知事宛環境庁自然保護局長通知）（抜粋）

長距離自然歩道の管理運営方針

1. 自然歩道の管理主体

各都府県管内における自然歩道の管理主体は、当該各都府県とする。

2. 管理運営に要する経費

管理主体である各都府県は、必要かつ十分な管理運営を期するため、相当額の経費の確保に努めるものとする。特に次の主要事項については、所要経費を算出し、その経費の確保に努め、管理運営の徹底を図るものとする。

①草刈

②清掃

③施設の補修

④事故及び山火事等災害防止（巡視）

（注） 本表中の下線は、当局が付した。

自然公園関係法令

○自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 二 国立公園 我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。次章第 6 節及び第 7 4 条を除き、以下同じ。）であつて、環境大臣が第 5 条第 1 項の規定により指定するものをいう。
- 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第 5 条第 2 項の規定により指定するものをいう。
- 四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第 72 条の規定により指定するものをいう。
- 五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。
- 七 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう

（指定）

第 5 条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。
- 3 環境大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。
- 4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

（指定の解除及び区域の変更）

第 6 条 環境大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 環境大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。
- 3 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第 2 節 公園計画

（公園計画の決定）

第 7 条 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。
- 3 環境大臣は、公園計画を決定したときは、その概要を官報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

（公園計画の廃止及び変更）

第 8 条 環境大臣は、国立公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 環境大臣は、国定公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。
- 3 前条第 3 項の規定は、環境大臣が公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

（公園事業の決定）

第 9 条 国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）は、都道府県知事が決定する。
- 3 環境大臣は、国立公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 4 都道府県知事は、国定公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定は環境大臣が行う国立公園事業の廃止又は変更について、前項の規定は都道府県知事が行う国定公園事業の廃止又は変更について準用する。

（国立公園事業の執行）

第 10 条 国立公園事業は、国が執行する。

- 2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議して、その同意を得て、国立公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認可を受けて、国立公園事業の一部を執行することができる。

（以下、略）

（注） 本表中の下線は、当局が付した。

○自然公園法施行令（昭和32年9月30日政令298号）（抜粋）

（公園事業となる施設の種類の種類）

第1条 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 道路及び橋

二 広場及び園地

三 宿舎及び避難小屋

四 休憩所、展望施設及び案内所

五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設

六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機

七 運輸施設（主として国立公園又は国定公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として国立公園又は国定公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。）

八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設

九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場

十 植生復元施設及び動物繁殖施設

十一 砂防施設及び防火施設

十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。以下同じ。）

（注）本表中の下線は、当局が付した。

図表 1-⑭

公園計画における歩道の取扱いについて

○「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について

(平成 15 年 5 月 28 日付け環自国発第 030528006 号 環境省自然環境局長通知) (抜粋)

(別紙 1) 国立公園の公園計画作成要領

第 1 公園計画の目的

公園計画は、国立公園（以下「公園」という。）の風致景観を維持するための方針を明らかにし、併せて公園として利用上必要な施設の整備方針を示すことにより、公園の適正な運営を行うための基本的な指針とすることを目的とする。

第 2 公園計画の構成

公園計画は、規制計画（保護のための規制に関する計画（以下「保護規制計画」という。）及び利用のための規制に関する計画（以下「利用規制計画」という。）及び施設計画（保護のための施設に関する計画（以下「保護施設計画」という。）及び利用のための施設に関する計画（以下「利用施設計画」という。）によって構成され、公園計画書及び公園計画図をもって明らかにするものとする。

第 3 (略)

第 4 計画事項

Ⅲ 施設計画

2 利用施設計画

(2) 利用施設

ウ 道路（歩道）

(ア) 歩道を定めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- a 利用の質及び量、自然性、眺望、既存ルート等を総合的に勘案し、適切なルートを設定すること。
- b 高度の登山技術又は深い経験を必要とする専門的な登山ルートは計画しないこと。
- c 原則として、歩道専用路について定めることとするが、歩道専用路以外の道路であっても、歩道専用路と連続して一体として利用するため、案内標識、解説施設等の整備を要するものについては、この限りでないこと。また、クロスカントリースキー、乗馬利用等の用にも供される道路の場合、徒歩利用の安全性及び快適性を妨げない場合に限る。

(イ) 歩道は、公園利用の基幹的な施設として、利用者層や自然条件等、地域の特性に見合った徒歩利用を確保するため、園地計画に基づく園地内の移動、散策等のために整備される「園路」との機能分担に留意しつつ、次の分類に沿って計画するものとする。

- a 探勝歩道
- b 登山道等

(ウ) 歩道分類毎の定義と留意事項を以下に示す。

- a 探勝歩道 自然観察、自然探勝を行うための徒歩利用の用に供される歩道をいう。特別な経験や技術を持たないが、ある程度の体力と装備を有する公園利用者を想定し、自然環境の保全と良質な自然体験の確保に十分留意するものとする。
- b 登山道等 登山若しくは自然海岸の縦走など、自然との深いふれあいのための徒歩利用に供される歩道をいう。地域特性を踏まえ、読図能力などの相応の経験と技術、体力と装備を有する公園利用者を想定し、自然環境の保全と適正利用の観点からの必要最小限の整備を実施するものとする。

※ 園路 公園利用者の園地内の移動、散策、自然観察等のための徒歩利用の用に供される施設をいう。多様な利用者層を想定し、自然環境の保全への十分な配慮を行って上で、快適性、安全性を一定程度確保するものとする。必要に応じて、路面舗装やバリアフリー化を進めるものとする。

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

図表 1-⑮ 公園計画における九州自然歩道路線の位置付け(例)

○阿蘇くじゅう国立公園 公園計画書(抜粋)

4 参考事項

(6)利用施設計画

ウ 道路

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 23: 道路(歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	旧計画との関係
1	九州自然歩道線	起点—熊本県菊池市(念仏橋・国立公園境界) 終点—熊本県阿蘇郡南阿蘇村(駒返峠・国立公園境界) 起点—熊本県阿蘇市(宮地・歩道分岐点) 終点—熊本県阿蘇市(坂梨・歩道合流点) 起点—熊本県阿蘇郡高森町(南阿蘇集団施設地区・歩道分岐点) 終点—熊本県阿蘇郡高森町(黒岩峠・歩道合流点) 起点—熊本県阿蘇郡高森町(村山・歩道分岐点) 終点—熊本県阿蘇郡高森町(中坂峠・歩道合流点) 起点—熊本県阿蘇郡南阿蘇村(清水峠・歩道分岐点) 終点—熊本県阿蘇郡南阿蘇村(白川) 起点—熊本県阿蘇郡南阿蘇村(駒返峠・歩道分岐点) 終点—熊本県阿蘇郡南阿蘇村(久石・歩道合流点) 起点—熊本県阿蘇郡南阿蘇村(駒返峠・歩道分岐点) 終点—熊本県阿蘇郡南阿蘇村(中松・歩道合流点) 起点—熊本県阿蘇郡南阿蘇村(長谷峠・歩道分岐点) 終点—熊本県阿蘇郡南阿蘇村(見晴台駅) 起点—大分県玖珠郡九重町(地藏原・国立公園境界) 終点—大分県玖珠郡九重町(石原・国立公園境界) 起点—大分県玖珠郡九重町(湯坪・国立公園境界) 終点—大分県竹田市(青柳・国立公園境界) 起点—大分県竹田市(朽網分かれ・歩道分岐点) 終点—大分県竹田市(久住南登山口)	菊池溪谷 内牧温泉 日の尾峠 鍋の平 国民休暇村 高森峠 長谷峠 天神峠 駒返峠 牧ノ戸峠 長者原 坊ガツル グリーンピア 鉾立峠 地藏原 久住高原	九州自然歩道として整備する。	H7.12.12 告示

国立公園事業の決定について

○「国立公園事業の決定等の取扱細目」の全部改正について

(平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401004 号 環境省自然環境局長通知) (抜粋)

(別紙)

国立公園事業の決定等の取扱細目

1 要件

国立公園事業の決定を行うについては、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 国立公園事業の内容が公園計画に適合していること。
- (2) 国立公園事業の内容が風致景観の保護上支障がないこと。
- (3) 国立公園事業の執行見込みがあること。

2 (略)

3 決定書の作成

国立公園事業の決定に当たっては、別添 2「国立公園事業の決定書等作成要領」に定めるところにより、決定書(添付図面を含む)を作成するものとする。

4 (略)

5 事業決定調書の作成

国立公園事業の決定に当たっては、別添 3「国立公園事業の決定調書作成要領」に基づき、次の事項に関する事業決定調書を作成するものとする。

- (1) 国立公園事業の位置及びその周辺地域の現況
- (2) 整備すべき公園施設の内容
- (3) 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

○国立公園に係る公園事業の決定、変更及び廃止について

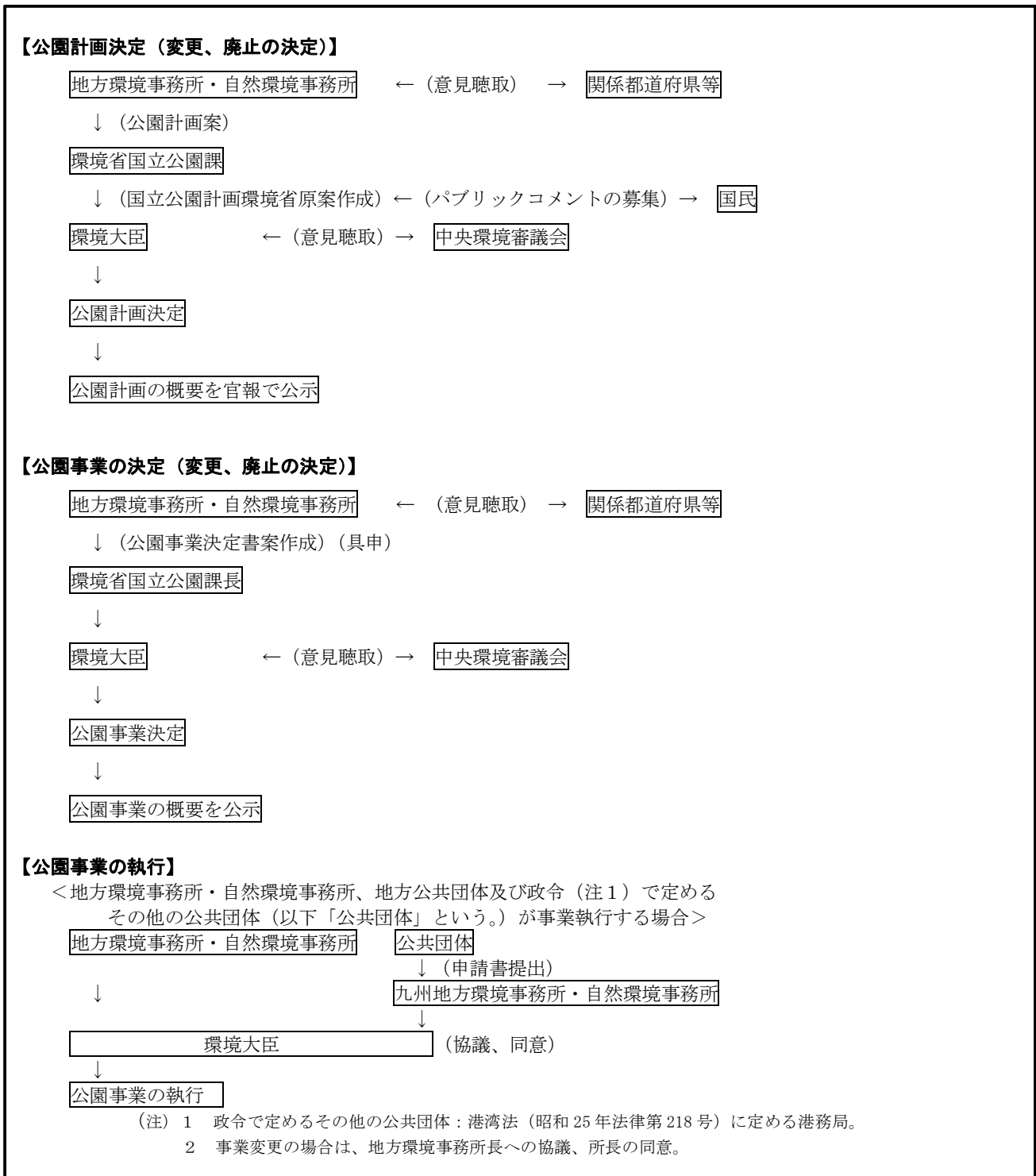
(平成 15 年 3 月 31 日付け環自国第 141 号 環境省自然環境局国立公園課長通知) (抜粋)

- 1 国立公園に係る公園事業の決定、変更及び廃止について中央環境審議会に諮問する時期は、原則として春(5月)、秋(10月)の年2回とする。
- 2 国立公園に係る公園事業の決定書、変更書又は廃止の案は、原則として自然保護事務所長が作成し、関係法定受託事務実施都県自然保護主管課の意見を聴取したうえ、春にあつては3月31日までに、秋にあつては8月31日までに自然環境局国立公園課長あて具申すること。

(以下、略)

図表 1-⑩

国立公園における公園計画の決定から公園事業の決定、事業執行までの流れ



(注) 自然公園法等を基に当局で作成した。

○自然公園等事業の改革について(抜粋)

平成 16 年 12 月 27 日 環自計発第 041227001 号・環自国発第 041227001 号・環自整発第 041227003 号
各都道府県自然公園等事業主管部局長宛 環境省自然環境局自然環境計画・国立公園・自然環境整備課長
連名通知

自然公園等事業については、三位一体の改革に伴い、国と地方の役割分担の明確化を図ることとし、平成 17 年度予算の政府案において、これに沿った経費が計上されたところです。

つきましては、今後の自然公園等の整備において、下記事項に留意いただくとともに、貴管下市町村への伝達方をお願いいたします。

1 自然公園等事業の改革の概要

今回の自然公園等事業の改革においては、国と地方の役割分担の明確化を図る観点から、自然公園の種類ごとの公園事業に係る自然公園法上の規定を踏まえ、次のとおり整理を行ったこと。

(1) 国立公園の公園事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、補助金を廃止するとともに、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業に係る今後の整備は、直轄で行うこととした。

(略)

3 国立公園整備に係る要望等

効果的な事業執行の観点から、直轄事業においては、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業について重点的な整備を行うこととし、具体的には次に該当する公園事業を対象としたところであるが、貴都道府県において直轄整備に係る要望・意見等があれば、自然保護事務所と連絡調整されたいこと。

(1) 風致を維持する必要性が高い地域における公園事業

特別保護地区、第 1 種特別地域及び海中公園地区で行われる事業（これらの地域に到達する歩道等、密接に係る周辺地域の事業を含む）

(2) 集団施設地区に係る公園事業

集団施設地区に係る事業（案内標識等、密接に係る周辺地域の事業を含む）

(3) その他、特別に保護する必要がある地域、動植物に係る公園事業等

① 自然再生事業

② 絶滅危惧種、天然記念物等貴重な動植物の保護増殖のために必要な植生復元施設及び動物繁殖施設

③ 長距離自然歩道

④ 多数の利用者（日最大 2 千人以上）への対応として特に整備が必要な歩道、園地

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

(図表 1-⑩ 参考)

三位一体改革について

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（平成 14 年 6 月 21 日）(抜粋)

第 4 部 歳出の主要分野における構造改革

3. 国と地方

(1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。まず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

(2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9 割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

(以下、略)

(注) 1 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（平成 14 年 6 月 21 日）による。

2 本表中の下線は、当局が付した。

3 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002 において「三位一体」の名称が記されて以降、国と地方の財政改革は、一般的に「三位一体改革」と呼ばれている。

図表 1-⑱

九州内 4 国立公園における九州自然歩道に係る公園事業執行区間等の状況

(単位: km、%)

国立公園名	公園事業執行区間				公園事業未執行区間	合計
	事業執行者・維持管理者				事業執行者未定	
	環境省	県	市町村	小計		
阿蘇くじゅう国立公園	4.315	152.685	0	157.0	0	157.0
霧島錦江湾国立公園	5.67	41.661	0	47.331	97.669	145.0
雲仙天草国立公園	0	73.138	0.625	73.763	21.237	95.0
西海国立公園	74.0	7.0	0	81.0	0	81.0
計	83.985	274.484	0.625	359.094	118.906	478.0
割合	17.6	57.4	0.1	75.1	24.9	100

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-⑳

自然公園における利用者の安全対策について

○自然公園における利用者の安全対策について
(平成元年 7 月 21 日付け環自企第 423 号各国立公園管理事務所長宛環境庁自然保護局長通知) (抜粋)

本年も、自然公園の本格的な利用シーズンを迎えたところであるが、本日、標記について、別添写しのとおり各都道府県知事に通知したので了知されたい。

貴職におかれても、この通知の趣旨に従い、環境庁所管地における事故及び災害の防止並びに環境庁直轄の公園事業の執行に伴う事故の防止に努められるとともに、貴管下の国立公園における公園事業執行者に対して指導監督に努められ、併せて地元関係諸機関と連携を密にされ、これを通じて国立公園の安全利用の推進に努められたい。

(略)

[別添写]

自然公園における利用者の安全対策について

平成元年 7 月 21 日 環自企第 423 号
各都道府県知事宛 環境庁自然保護局長通知

(略)

については、本年も自然公園における事故を未然に防止し、安全快適な利用を促進するため、下記の事項について、格別の御配慮をお願いしたい。

(略)

2 公園事業に係る利用施設における事故防止について

(1) 一般的事項

公園事業に係る利用施設の設置に当たっては、設計、施工の段階で、利用者の安全を期するために十分な配慮がなされることは当然であるが、更に、供用後においても定期的に安全確認のための点検を行うものとし、特に利用シーズン前、豪雨、台風等の後及び積雪地域における融雪後においては、より一層慎重な点検を行うこと。

(略)

(2) 道路(歩道)事業

道路(歩道)事業に係る事故防止については、吊橋等の橋梁及び栈道等の構造物について重点的に点検を行い、その結果、更に詳細、綿密に調査する必要がある場合には、利用の禁止、制限等のための応急的措置を状況に応じて講じた上、別途、専門的技術、知見を有する者に調査を委託する等安全の確認を万全に期すること。

また、道路(歩道)に附帯する指導標、案内板、注意標識等の点検にも留意し、必要がある場合には臨時の指導標、案内板、注意標識等の整備を行うこと。

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

図表 1 - ㉑

自然公園等施設技術指針（九州自然歩道関係）

○自然公園等施設技術指針（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）（抜粋）

第 4 部 維持管理

I 施設の維持管理・安全対策のための指針

I - 1 国立公園の施設の維持管理・安全対策のあり方

I - 1 - 1 施設の維持管理・安全対策の目的

（略）

国立公園内の施設は、利用目的や利用頻度が多様であるため、所管地及び直轄施設における施設の維持管理・安全対策に当たっては、施設の種類や設置目的によって管理目標若しくは巡視・点検回数を設定し、事故や自然環境の破壊を未然に防止する必要がある。

I - 1 - 2 施設の維持管理・安全対策の業務の種類

（1）巡視：利用を含む国立公園の機能の維持保全のため、公園を構成している施設等について、主に目視によって、目的どおりの機能が維持されているか確認することをいう。

異常があった場合、必要に応じて応急措置を講ずることを含む。

（2）点検：維持管理対象施設の機能状態や劣化の程度などについて、あらかじめ定めた手順により検査することをいう。

異常または劣化がある場合、必要に応じて応急措置を講ずることを含む。

（略）

I - 3 巡視点検実施要領

I - 3 - 1 利用者の安全・快適利用のための巡視項目

（略）

（5）巡視の項目

巡視は、国立公園の管理にとって重要な業務であり、思いつきや形式的ではなくコースやポイントを指定し、確実かつ計画的に実施する必要がある。

（略）

II 施設点検のための指針

II - 1 施設点検の目的

（略）

点検は、巡視により発見された、管理対象施設の異常を是正するとともに、専門的な知識をもって機能状態や劣化の程度を検査し、必要な対応を行うことを目的とする。

巡視は、多岐に渡る内容を目視により行うものであり、異常の詳細を把握することは困難であるが、点検において施設の機能や安全性を重点的に確認することにより、物的ハザードを除去することが可能となる。

（以下、略）

（注）本表中の下線は、当局が付した。

図表 1-②

九州地方環境事務所国立公園等事業点検実施要領

○九州地方環境事務所国立公園等事業点検実施要領（抜粋）

第1 （一般事項）

別表1に掲げる自然環境事務所及び自然保護官事務所は、本要領に基づき所管する環境省直轄施設及び環境省所管地の点検を実施する。

（略）

第3 （点検の実施）

- 1 点検実施時期は、できる限り年2回（利用時期前【4月～5月】及び利用時期後【11月～12月】）を目安とするこ
と。

（略）

第4 （点検結果の報告）

- 1 点検結果は速やかに国立公園・保全整備課または野生生物課あて報告すること（様式1）。
- 2 対応の必要な箇所については国立公園・保全整備課または野生生物課あて報告すること（様式2）。

（略）

附則 本要領は平成24年5月18日から実施する。

（注）本表中の下線は、当局が付した。

図表 1 - ㉔

九州自然歩道全体図



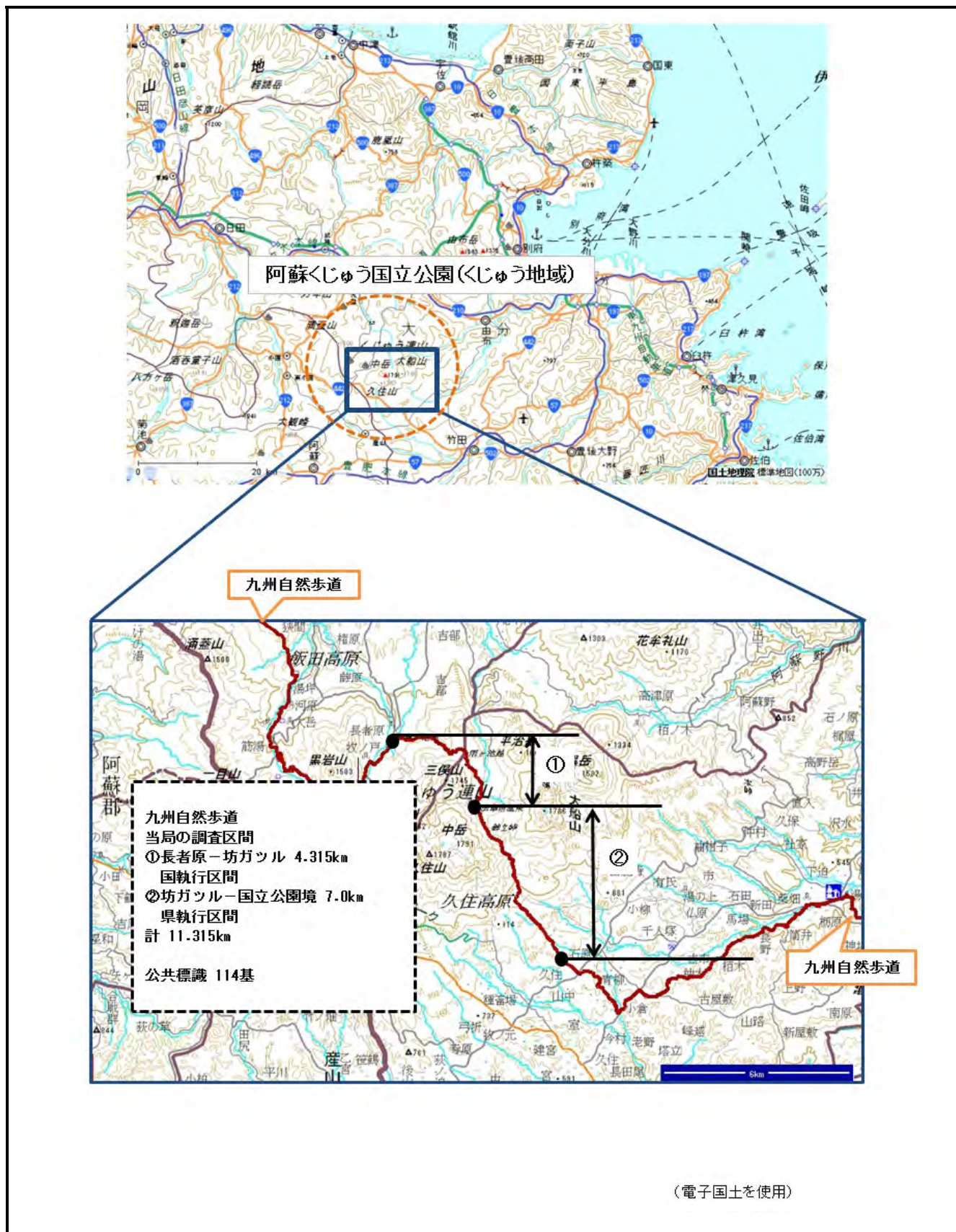
図表 1-24

九州自然歩道現地調査区間（阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域））



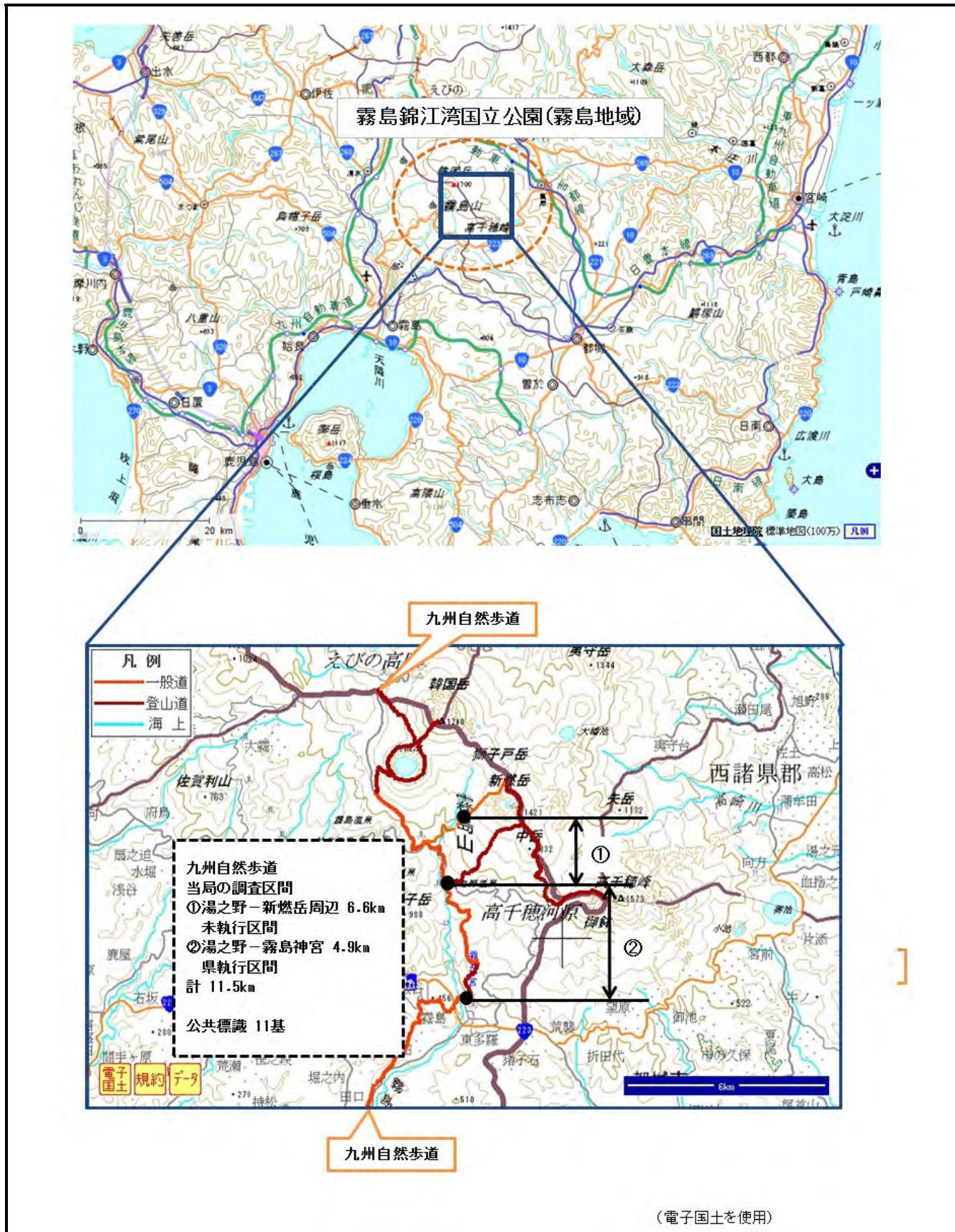
図表 1-25

九州自然歩道現地調査区間（阿蘇くじゅう国立公園（くじゅう地域））



図表 1-26

九州自然歩道現地調査区間（霧島錦江湾国立公園（霧島地域））



図表 1-㉗

当局の現地調査結果（国執行区間）

（単位：事例、％）

種別	番号	事例の内容	事例数	割合	事例表番号
歩道	①	階段が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	6	50.0	くじゅう 3、6、7、8、9、10
公共標識	②	利用者が道に迷うおそれがある歩道の分岐地点に案内標識が設置されていないなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	2	16.7	くじゅう 2、11
	③	記載されている文字の判読が困難などにより、利用者の利便確保が十分に図られていないもの	2	16.7	くじゅう 1、12
その他	④	その他改善が必要なもの	2	16.7	くじゅう 4、5
計			12	100	-

（注） 1 当局の調査結果による。

2 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、割合の計は 100 にならない。

図表 1-㉘

くじゅう自然保護官事務所における当局による現地調査結果事例の把握状況

（単位：事例、％）

		把握済み		未把握		未把握事例番号
事例数	割合	事例数	割合	事例数	割合	
12	100	7	58.3	5	41.7	くじゅう 2、6、7、8、11

（注） 当局の調査結果による。

図表 1-㉙

九州地方環境事務所管内の国執行区間が所在する自然保護官事務所における巡視業務の委託等状況

国執行区間が所在する自然保護官事務所	委託等の有無	委託等区間等	委託等先	委託等距離	委託等開始時期
五島自然保護官事務所	有	西海国立公園（五島列島地域）	市町村	公衆トイレ	平成 24 年 4 月
		九州自然歩道（公衆トイレ等）			
		久賀島地域登山道	民間事業者	0.7km	24 年 5 月
佐世保自然保護官事務所	無				
くじゅう自然保護官事務所	有	九州自然歩道線（長者原坊ガツル）登山道	民間事業者	4.305km （注 2）	23 年 5 月
えびの自然保護官事務所	無				
鹿児島自然保護官事務所	有	霧島錦江湾国立公園九州自然歩道（開聞岳登山道）	市町村	3.2km	25 年 4 月

（注） 1 当局の調査結果による。本表中の下線を付した箇所は、当局が調査対象とした自然保護官事務所。

2 くじゅう自然保護官事務所管内の国執行区間は 4.315km（①長者原から坊ガツルまでの 4.305km、法華院温泉付近 0.01km）であるが、九州地方環境事務所は、長者原から坊ガツルまでの間の維持管理業務のみを委託しているため、委託距離は 4.305km となっている。

図表 1-㉔ くじゅう自然保護官事務所における国執行区間の公共標識の把握状況

設置者	設置時期	くじゅう自然保護官事務所の把握状況	備考
環境省	平成 22 年度	把握済み	—
大分県	不明	未把握	くじゅう自然保護官事務所は、大分県が設置した公共標識 4 基について、その位置を図面等に記載しておらず、正確な位置を把握していない。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-㉕ くじゅう自然保護官事務所における国執行区間の巡視等実施状況

巡視等実施者	自然保護官等	委託事業者
年間計画（巡視回数の設定等）	無	有（注 2）
巡視等実績	平成 23 年度	12 回
	24 年度	11 回
	25 年度	6 回
図面等の携行	無	無
巡視等項目の設定	有（注 4）	無（注 5）
巡視等項目の活用	無	—
巡視等結果の記録	有	有

(注) 1 当局の調査結果による。

2 九州地方環境事務所が作成した委託業務仕様書では、委託事業者は、平成 23 年度は、23 年 5 月から 24 年 1 月までの間に月 1 回以上、24 年度は、24 年 4 月から 25 年 1 月までの間に月 1 回以上、25 年度は、25 年 5 月から 26 年 1 月までの間に月 1 回以上（梅雨期の 6 月又は 7 月は 2 回以上）の巡視を実施することとされている。

3 平成 25 年度の巡視実績は 25 年 4 月から同年 12 月までの実績である。

4 表中の「巡視等項目」には巡視項目のほかに点検項目を含む。また、自然保護官等の巡視等に当たっての巡視等項目が設定されたのは平成 24 年 5 月である。

5 九州地方環境事務所が作成した委託業務仕様書では、①巡視の際は、施設の破損状況を確認するとともに登山道周辺の岩場や樹木に危険なものがないか確認する、②巡視時には枯枝等（通行時に体に触れる支障木・枝、及び笹等の下草）の除去、簡易な路面整理及び軽微な破損箇所の補修・応急措置を行い、利用者への安全指導を行うなどの記載はある。

図表 1-㉔ 委託事業者が補修を実施又は補修を要するとしてくじゅう自然保護官事務所に報告した事例の内容別事例数 (単位：事例、%)

区 分	平成 23 年度		24 年度		25 年度 (4 月～12 月)		計	
	事例数	割合	事例数	割合	事例数	割合	事例数	割合
水切り溝・側溝清掃	7	21.9	28	59.6	9	40.9	44	43.6
枯木伐採・倒木除去	13	40.6	7	14.9	4	18.2	24	23.8
外来種子除去マット清掃	2	6.3	7	14.9	6	27.3	15	14.9
進入禁止・誘導ロープ張り	7	21.9	1	2.1	0	0	8	7.9
草刈り	1	3.1	3	6.4	1	4.5	5	5.0
分岐地点案内標識等未設置	2	6.3	0	0	0	0	2	2.0
その他	0	0	1	2.1	2	9.1	3	3.0
計	32	100	47	100	22	100	101	100

- (注) 1 九州地方環境事務所の提出資料に基づき、当局が作成した。
 2 割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、割合の計は100にならない。

図表 1-㉕ 委託事業者がくじゅう自然保護官事務所に補修を要するとして報告した事例の対応状況 (平成 23 年度～25 年度報告分) (単位：事例、%)

年度	報告事例数	補修済み	未補修
平成 23 年度	3	2	1
24 年度	2	0	2
25 年度	1	1	0
計	6 (100)	3 (50.0)	3 (50.0)

- (注) 1 九州地方環境事務所の提出資料に基づき、当局が作成した。
 2 平成 25 年度の報告事例数は 25 年 4 月から同年 9 月までの事例数である。
 3 未補修 3 事例について、くじゅう自然保護官事務所は、委託事業者からの報告を受けて補修の必要性を判断しておらず、委託事業者により実施された応急的な改善措置の状況も把握していない。

図表 1-㉖ くじゅう自然保護官事務所が巡視により把握した要補修事例の対応状況 (平成 24 年度及び 25 年度 (上半期) 把握分) (単位：事例、%)

年度	把握数	割合	補修済み		未補修	
			事例数	割合	事例数	割合
平成 24 年度	7	100	3	42.9	4	57.1
25 年度	13	100	8	61.5	5	38.5
計	20	100	11	55.0	9	45.0

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 補修状況 (補修済み、未補修) は、平成 26 年 1 月末日時点。なお、平成 25 年度の未補修欄の 5 事例のうち 1 事例については、くじゅう自然保護官事務所は、当局の現地調査後に改善措置を実施している。

図表 1-㉔ 当局の現地調査（調査対象 3 県の県執行区間）の実施状況 （単位：km）

県名	2 国立公園における県執行区間	左記のうち、当局が現地調査を実施した区間
熊本県	126.8585	17.4
大分県	25.8265	7.0
鹿児島県	33.661	4.9
計	186.346	29.3

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 2 国立公園とは、阿蘇くじゅう国立公園及び霧島錦江湾国立公園（霧島地域）である。

図表 1-㉕ 当局の現地調査結果（調査対象 3 県執行区間） （単位：事例、%）

種別	番号	事例の内容	事例数	割合	事例表番号
歩道	①	歩道が崩壊しており、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	3	3.9	熊本 1、2、3
	②	階段が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	6	7.9	熊本 5、11、25 大分 6、11、31
	③	歩道に門扉等の障害物が設置されているなどにより通行が阻害されており、利用者の利便の確保が十分に図られていないもの	6	7.9	熊本 6、7、23、24 大分 22、35
公共標識	④	利用者が道に迷うおそれがある歩道の分岐地点に案内標識が設置されていないなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	23	30.3	熊本 9、10、16、19、20、 21、22、31、32、33 大分 2、20、26、29、30、 32、34、36 鹿児島 1、2、3、4、 5
	⑤	公共標識が倒壊、記載されている文字の判読が困難などにより、利用者の利便確保が十分に図られていないもの	32	42.1	熊本 4、8、13、14、15、 17、18、26、27、28、29、 30 大分 1、4、5、7、8、 9、14、16、17、18、19、 21、23、24、25、27、28、 33、37、38
柵	⑥	柵（手すり等）が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	5	6.6	熊本 12 大分 10、12、13、15
ベンチ	⑦	ベンチが破損しており、利用者の利便確保が十分に図られていないもの	1	1.3	大分 3
計			76	100	-

- (注) 当局の調査結果による。

図表 1-37

当局の現地調査結果（熊本県執行区間）

（単位：事例、％）

種別	番号	事例の内容	事例数	割合	事例表番号
歩道	①	歩道が崩壊しており、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	3	9.1	熊本 1、2、3
	②	階段が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	3	9.1	熊本 5、11、25
	③	歩道に門扉等の障害物が設置されているなどにより通行が阻害されており、利用者の利便の確保が十分に図られていないもの	4	12.1	熊本 6、7、23、24
公共標識	④	利用者が道に迷うおそれがある歩道の分岐地点に案内標識が設置されていないなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	10	30.3	熊本 9、10、16、19、20、21、22、31、32、33
	⑤	公共標識が倒壊、記載されている文字の判読が困難などにより、利用者の利便確保が十分に図られていないもの	12	36.4	熊本 4、8、13、14、15、17、18、26、27、28、29、30
柵	⑥	柵（手すり等）が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	1	3.0	熊本 12
計			33	100	-

（注）当局の調査結果による。

図表 1-38

当局の現地調査結果（大分県執行区間）

（単位：事例、％）

種別	番号	事例の内容	事例数	割合	事例表番号
歩道	②	階段が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	3	7.9	大分 6、11、31
	③	歩道に門扉等の障害物が設置されているなどにより通行が阻害されており、利用者の利便の確保が十分に図られていないもの	2	5.3	大分 22、35
公共標識	④	利用者が道に迷うおそれがある歩道の分岐地点に案内標識が設置されていないなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	8	21.1	大分 2、20、26、29、30、32、34、36
	⑤	公共標識が倒壊、記載されている文字の判読が困難などにより、利用者の利便確保が十分に図られていないもの	20	52.6	大分 1、4、5、7、8、9、14、16、17、18、19、21、23、24、25、27、28、33、37、38
柵	⑥	柵（手すり等）が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	4	10.5	大分 10、12、13、15
ベンチ	⑦	ベンチが破損しており、利用者の利便確保が十分に図られていないもの	1	2.6	大分 3
計			38	100	-

（注）当局の調査結果による。

図表 1-㉓

当局の現地調査結果（鹿児島県執行区間）

（単位：事例、％）

種別	番号	事例の内容	事例数	割合	事例表番号
公共標識	④	利用者が道に迷うおそれがある歩道の分岐地点に案内標識が設置されていないなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの	5	100	鹿児島1、2、3、4、5
計			5	100	-

（注）当局の調査結果による。

図表 1-㉔

調査対象3県における当局による現地調査結果事例の把握状況

（単位：事例、％）

区分	事例数	把握済み	未把握	未把握事例番号
熊本県	33	16	17	熊本7、8、9、10、12、13、14、16、17、22、26、27、29、30、31、32、33
大分県	38	4	34	大分1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、19、20、21、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38
鹿児島県	5	0	5	鹿児島1、2、3、4、5
計	76 (100.0)	20 (26.3)	56 (73.7)	

（注）当局の調査結果による。

図表 1-㉕

調査対象3県における国立公園内の九州自然歩道（県執行区間）の維持管理業務委託状況

区分	熊本県	大分県	鹿児島県
委託状況	県執行区間が所在する26市町村のうち、14市町村及び1協議会に維持管理業務を委託	県執行区間が所在する5市町に維持管理業務を委託	県執行区間が所在する14市町のうち、8市町に維持管理業務を委託
備考	・九州自然歩道の歩道区間（注）が所在する市町村に業務委託。 ・県及び市町村が適宜必要に応じて現況把握のための巡視を実施	県及び市町が適宜必要に応じて現況把握のための巡視を実施	・九州自然歩道の歩道区間（注）が所在する市町に業務委託。 ・県及び市町が適宜必要に応じて現況把握のための巡視を実施

（注）1 当局の調査結果による。

2 本表の「歩道区間」とは、道路法などに基づく管理者がいる区間を除く区間を示す。

図表 1-④ 調査対象 3 県における九州自然歩道（当局が現地調査した県執行区間）の巡視の実施状況

県名	熊本県		大分県		鹿児島県	
	県	委託市町村	県	委託市町		
巡視実施者	県	委託市町村	県	委託市町		
年間計画 (県の巡視回数の設定等)	無	有	無	無		
巡視実績	平成 23 年度	不明	34 回	不明	不明	0 回
	24 年度	1 回	35 回	4 回	不明	0 回
	25 年度	1 回	18 回	1 回	不明	0 回
巡視項目の設定	無	無	無	無		
巡視結果の記録	有	有	有	一部有		

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 平成 25 年度の巡視実績は 25 年 4 月から同年 12 月までの実績である。
 3 巡視実施者欄の委託市町村及び委託市町には、これらが巡視業務を再委託した団体等を含む。
 4 鹿児島県は、当局が現地調査した県執行区間について、平成 23 年度から 25 年度までの間、巡視を実施していない。なお、同県は、当該区間の維持管理業務を市町村に委託していない。
 5 熊本県及び大分県は、平成 23 年度の県職員による巡視実績は不明としている。

図表 1-⑤ 調査対象 3 県における九州自然歩道（当局が現地調査した県執行区間）の市町村への維持管理業務委託状況等

区分	熊本県	大分県	鹿児島県
委託内容	①パトロール、②清掃、③除草など	①巡視、②清掃、③除草など	
再委託の有無	有	無	
再委託が有の場合、再委託先	団体	—	
巡視実績 (平成 24 年度)	35 回	不明	
公共標識の要補修事例把握の有無 (平成 24 年度)	無	不明	

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-⑥ 九州自然歩道に係る公園事業未執行区間のある国立公園の公園事業決定時期等

(単位：km)

区分	霧島錦江湾国立公園	雲仙天草国立公園
九州自然歩道の路線指定年	昭和 50 年	昭和 50 年
公園計画策定年	平成 4 年	平成 4 年
公園事業決定年	平成 4 年	平成 4 年
公園事業未執行区間	97.669	21.237

(注) 当局の調査結果による。

図表 1 - ④

九州自然歩道に係る公園事業未執行区間の当局における現地調査結果

当局の現地調査箇所 (事業未執行区間)	当局の現地調査結果	事例表番号
霧島市 (湯之野～新湯温泉～ 新燃岳周辺の 6.6 km 区間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湯之野～大浪池に通じる九州自然歩道 (県道等を活用した歩道) は、湯之野と大浪池間の途中にある新湯温泉入口で、新燃岳に通じる九州自然歩道 (林道を活用した歩道) と合流する。 しかしながら、九州自然歩道が分岐する新湯温泉入口には案内標識など公共標識等が設置されていないため、利用者は新湯温泉から新燃岳へ通じる箇所が分からないおそれがある。 そのほか新湯温泉～新燃岳周辺の間には2か所分岐があるが案内標識など公共標識等が設置されていない。 ○ 湯之野～新湯温泉～新燃岳周辺までの間の 6.6 km 区間には九州自然歩道である旨の標識等が全くないため、九州自然歩道を通行しているか利用者が不安を感じるおそれがある。 	未執行 1

(注) 当局の調査結果による。

2 利用者に対する情報提供の充実等

(1) ルートの正確な表示

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>九州地方環境事務所は、歩くことで地域の人・自然・文化に触れることができる長距離自然歩道をエコツーリズムの基盤と位置付け、日本人には馴染みの薄いロングトレイルを親しみやすく楽しんでもらうことを目的として、平成 22 年度から 23 年度にかけて、九州自然歩道に関する情報を提供する「九州自然歩道ポータルサイト」を作成し、平成 24 年 6 月からウェブ上で公開している。</p> <p>九州自然歩道ポータルサイトには、九州内 7 県ごとの九州自然歩道のルートを利用者に周知するため、メニューの一つとして「ハイカーズマップ」が設けられており、同マップでは、国土交通省国土地理院(以下「国土地理院」という。)の「電子国土 Web システム」を利用し、国土地理院作成の地形図上に、九州自然歩道のルートの本線が赤系統の色、支線を表示している県の場合は緑色の線で表示されている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局において、平成 25 年 12 月 26 日現在の九州自然歩道ポータルサイトの「ハイカーズマップ」における九州自然歩道のルートの表示状況を調査した結果、ハイカーズマップと、その背景となっている国土地理院の地形図で、九州自然歩道のルートの表示位置が異なっているものが 26 か所(熊本県 10 か所、鹿児島県 10 か所、大分県 2 か所、宮崎県 2 か所、福岡県 1 か所、長崎県 1 か所)みられ、利用者が九州自然歩道のルートを誤認する可能性がある状況となっていた。</p> <p>九州地方環境事務所は、九州自然歩道のルートの表示位置が「ハイカーズマップ」と地形図で異なっている理由について、「ハイカーズマップ」は、九州内 7 県から路線の電子データを収集しルートを表示しているが、国土地理院の地形図にはルート変更前の旧ルートがそのまま表示されている可能性があることや、県又は市町村が国土地理院に提供したデータに誤りがあったこと、国土地理院における記載ミスの可能性等が考えられるとしている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、九州地方環境事務所は、九州自然歩道の利用者の安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 当局の調査結果を踏まえ、九州自然歩道のルートの表示と地形図が異なっていないかの確認を各県に求め、「ハイカーズマップ」の表示が誤っている場合には、速やかに修正するよう各県に求めるとともに、地形図が誤っている場合には、県と調整の上、国土地理院九州地方測量部に修正を申請するこ</p>	<p>図表 2-(1)-①</p> <p>図表 2-(1)-②</p>

<p>と。</p> <p>② 今後、九州自然歩道のルートの変更、廃止等が行われた場合には、国土地理院九州地方測量部に対し、速やかに情報提供を行うこと。</p>	
---	--

図表 2 - (1) - ①

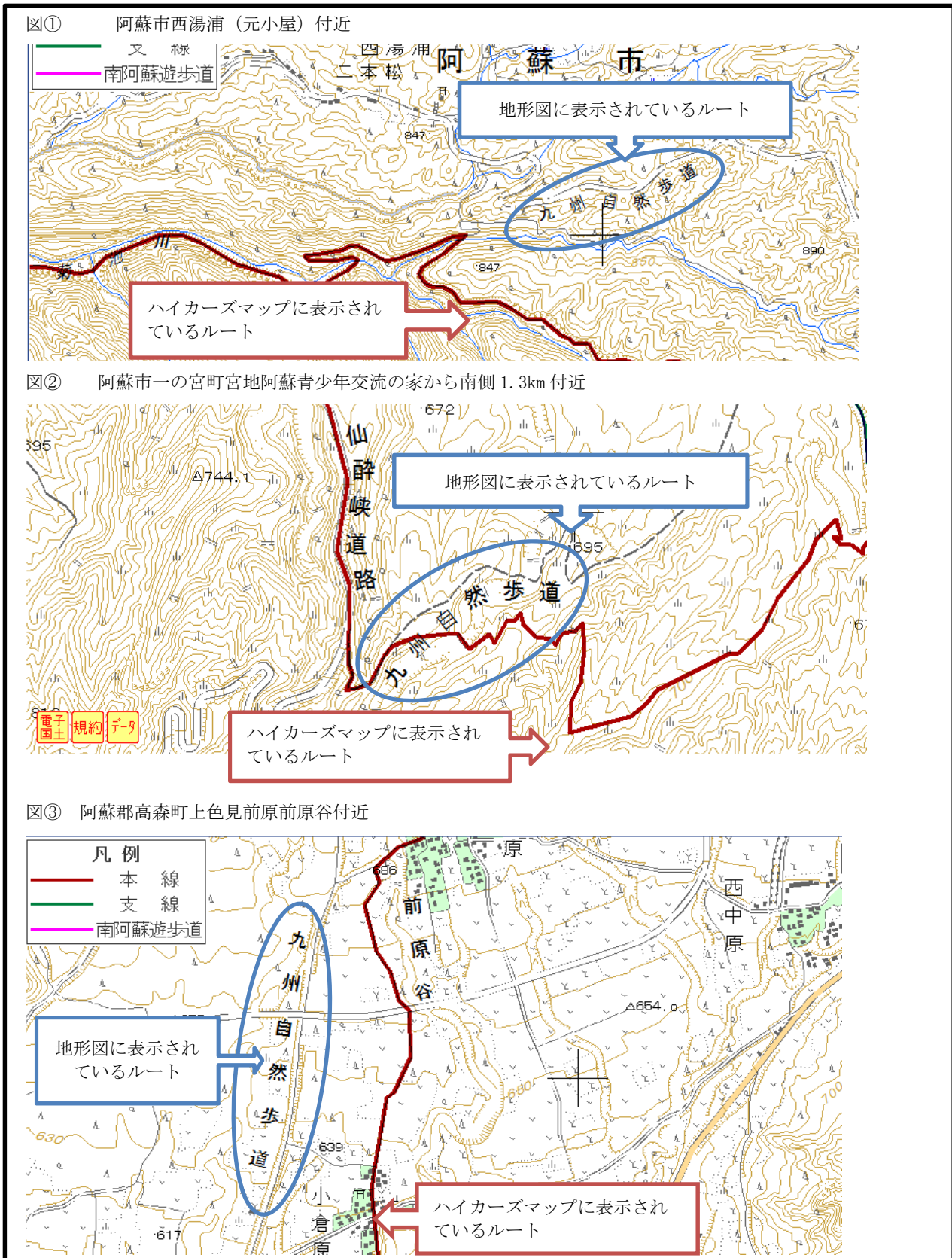
九州自然歩道のルートの表示位置がハイカーズマップと国土地理院の地形図で異なっている箇所

県名	位置等	備考
福岡県	糟屋郡宇美町四王寺県民の森付近	
小計	1 件	
長崎県	西海市西海町中浦南郷白岳付近	
小計	1 件	
熊本県	阿蘇市西湯浦（元小屋）付近	阿蘇くじゅう国立公園区域内 （図表 2 - (1) - ② 図①～③参照）
	阿蘇市一の宮町宮地阿蘇青少年交流の家から南側約 1.3 km 付近	
	阿蘇郡高森町上色見前原前原谷付近	
	上天草市龍ヶ岳町大道龍ヶ岳付近	雲仙天草国立公園区域内 （図表 2 - (1) - ② 図④参照）
	山鹿市寺島日輪寺山付近	
	菊池市大平付近	
	菊池市重味篠倉付近	
	上益城郡山都町御所東大矢付近	
	八代市泉町仁田尾梅檀轟の滝付近	
	人吉市願成寺町柳瀬付近	
小計	10 件	
大分県	玖珠郡玖珠町玖珠町役場付近	
	竹田市入田付近	
小計	2 件	
宮崎県	西臼杵郡高千穂町上野田井本付近	
	西臼杵郡高千穂町下野辻（坂ノ下）付近	
小計	2 件	
鹿児島県	霧島市霧島田口付近	
	霧島市福山町福山付近	
	鹿屋市有武町付近	
	鹿屋市大浦町付近	
	鹿屋市大始良町大始良東付近	
	鹿屋市陣ノ岡付近	
	肝属郡南大隅町佐多郡間泊付近	
	薩摩郡さつま町宮之城屋地付近	
	伊佐市大口小木原付近	
伊佐市大口小木原十曾池付近		
小計	10 件	
合計	26 件	

(注) 当局の調査結果による。

表2-(1)-②

九州自然歩道のルートが表示位置がハイカーズマップと国土地理院の地形図で異なっている事例



図④ 上天草市龍ヶ岳町大道龍ヶ岳付近



- (注) 1 当局の調査結果による。
2 地形図等は九州自然歩道ポータルサイトのハイカーズマップによる。

(2) 「緊急情報」による情報提供の充実

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>九州自然歩道は、福岡県の北九州国定公園内の皿倉山を起点として、九州を一周しており、西海、雲仙天草、阿蘇くじゅう及び霧島錦江湾の4国立公園のほか、多くの自然公園等を通過する形でルートが設定されている。</p> <p>このため、九州自然歩道の利用者は、阿蘇、くじゅう等の優れた自然景観を間近に体験できる一方、ルートの一部は登山道となっていることから、利用に当たって、土砂の崩落、落石、落枝、火山ガス等に遭遇する危険性がある区間も存在している。</p> <p>このような状況もあって、九州地方環境事務所は、九州自然歩道の利用者に対して注意を喚起するため、九州自然歩道ポータルサイトのメニューの一つとして、入山規制や通行止めなどの情報を掲載する「緊急情報」を設けている。</p> <p>また、行政機関のホームページ等については、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「行政情報の電子的提供指針」という。）により、掲載情報の内容を最新の状態で維持管理することとされ、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが必要な重要な情報については、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日に提供するよう努めることとされており、環境省においても、「環境省における行政情報の電子的提供に関する実施方針」（平成17年3月28日環境省情報管理委員会決定。以下「環境省行政情報の電子的提供実施方針」という。）において、行政情報の電子的提供指針と同様の規程を設けている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局において、平成25年12月26日現在の九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」の掲載内容を調査した結果、次のとおり、必要とみられる情報や最新の情報が掲載されていない状況がみられた。</p> <p>① 今回、当局が現地調査対象とした阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域）の九州自然歩道において、土砂の崩落等により通行することができないと判断される区間が約2.5km（当該区間の両端及び途中1か所の歩道崩落）みられた。</p> <p>しかしながら、九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」には、当該区間が土砂の崩落等により通行できない旨の注意喚起情報は掲載されておらず、利用者が事前にこれらの状況を「緊急情報」により把握することはできない状況となっている。</p> <p>② 九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」に掲載されている霧島錦江湾国立公園内の霧島山（新燃岳）（以下「新燃岳」という。）の入山規制に係る情報については、平成24年6月26日に福岡管区气象台及び鹿児島地方気象</p>	<p>図表2-(2)-①</p> <p>図表2-(2)-②</p> <p>図表2-(2)-③</p> <p>図表2-(2)-④</p>

台が発表した噴火警報等に基づき掲載されており、噴火警戒レベルがレベル3となっているほか、飛散する大きな噴石に対する警戒範囲も火口から概ね2kmの範囲となっている。

しかしながら、新燃岳に関しては、その後、平成25年10月22日に福岡管区気象台及び鹿児島地方気象台が、噴火警戒レベルをレベル3（入山規制）からレベル2（火口周辺規制）に引き下げ、火口から概ね1kmの範囲では弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒することとした最新の噴火警報を公表しているが、九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」の掲載内容は最新の噴火警報等に基づく情報となっていない。

九州地方環境事務所は、土砂の崩落等により通行することができない区間等に関する情報を「緊急情報」として掲載していない理由について、平成22年度及び23年度の九州自然歩道ポータルサイトの作成時に、同ポータルサイトに九州自然歩道に関する入山規制や通行止めなどを掲載するメニューとして「緊急情報」を設け、当時噴火に伴う入山規制が行われていた新燃岳についての情報を掲載したが、その後、具体的にどのような情報を掲載するかについて検討しておらず、また、新燃岳の入山規制に関する情報については把握しているものの、登山道は供用を再開しておらず、登山道における規制範囲変更はないことから、掲載後の更新を行わなかったためとしている。

【所見】

したがって、九州地方環境事務所は、九州自然歩道の利用者の安全を確保する観点から、必要により、県等と協議の上、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 九州自然歩道ポータルサイトに掲載する「緊急情報」の掲載方針を定めた上で、土砂災害等の大規模災害等によって通行止めとなった区間など、九州自然歩道の利用者にとって重要な情報については、県等から広く情報収集し、同ポータルサイトに掲載すること。
- ② 掲載した「緊急情報」について、掲載内容に変更があった場合には速やかに更新を行い、常に最新の情報を利用者に提供すること。

図表 2 - (2) - ①

九州自然歩道ポータルサイトのメニュー及び掲載内容

メニュー名	掲載事項	掲載内容
ハイカーズマップ	九州自然歩道のルートマップ	九州内 7 県ごとの九州自然歩道のルートを国土地理院の地形図を利用し、赤線等により表示
ニュース&トピックス	九州自然歩道に関するイベント等	九州自然歩道ポータルサイトに九州自然歩道の路線データとして、平成 25 年 5 月に大分県の全区間及び長崎県の五島区間を追加掲載したことの告知等
緊急情報	入山規制や通行止め等	新燃岳の入山規制に関する情報（平成 24 年 6 月 26 日付けの噴火警報）
リンク	関係団体など外部サイトへのリンク	九州内 7 県の自然公園担当課のホームページ、NPO 法人日本トレッキング協会のホームページへのリンク

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (2) - ②

行政情報の電子的提供指針

○行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）（平成 16 年 11 月 12 日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（抜粋）

II 電子的提供に関する留意事項等

2 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

- (1) 時宜を得た電子的提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供できるよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日の提供に努める。
- (2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。

3 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

- (3) 各府省のホームページの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いる。キーワード（検索用語）に想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索できるよう努める。
また、できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等分かりやすい表現方法、画面構成を用いる。
- (5) 各府省のホームページについては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにする。
また、必要に応じ、希望者に対し掲載情報の更新情報を電子メールで配信する機能を整備する。

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

図表 2 - (2) - ③

環境省行政情報の電子的提供実施方針

○環境省における行政情報の電子的提供に関する実施方針（平成 17 年 3 月 28 日環境情報管理委員会決定）

（抜粋）

II 電子的提供に関する留意事項等

2 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

(1) 時宜を得た電子的提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日の提供に努める。

(2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。

3 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

(3) 環境省ホームページの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いる。キーワード（検索用語）に想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索できるよう努める。

また、できるだけ図、表、写真、音声、動画等を利用する等分かりやすい表現方法、画面構成を用いる。

(5) 環境省のホームページについては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにする。

また、必要に応じ、希望者に対し掲載情報の更新情報を電子メールで配信する機能を整備する。

（注）本表中の下線は、当局が付した。

図表 2 - (2) - ④ 九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」（平成 25 年 12 月 26 日現在）

霧島山（新燃岳）の火口周辺規制について（更新情報）

2012 年 7 月 26 日

九州地方環境事務所

平成 24 年 6 月 26 日の霧島山（新燃岳）の噴火警報において、警戒範囲が 3 km から 2 km に縮小されました（噴火警戒レベル 3 は継続）。

この警戒範囲の縮小を受け、平成 24 年 7 月 15 日から、以下の登山道の規制が解除されました。

【規制が解除された登山道】

えびの高原～韓国岳間、大浪池周辺、高千穂河原～高千穂峰間の登山道。なお、高千穂峰登山道については、これまでの噴火による火山灰の堆積等で歩行しにくい箇所もありますので、ご注意ください。

その他の新燃岳から 2 km 以上離れた登山道については、噴火による火山灰の堆積等により危険な状態となっている可能性があることから、現在も引き続き規制が継続されています。今後、関係機関で登山道の状況を確認の上、状況に応じて規制解除を検討する予定です。

なお、栗野岳やえびの高原の池巡り自然探勝路、甑岳、アバダント白鳥郷土の森は、これまで通り利用できます。（以下、平成 24 年 6 月 26 日 18 時 00 分 福岡管区気象台・鹿児島地方気象台発表の「霧島山（新燃岳）火山の状況に関する解説情報 第 52 号」より抜粋）

○防災上の警戒事項等

新燃岳火口から概ね 2 km の範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒が必要です。

噴火時には、風下側で火山灰だけでなく小さな噴石（火山れき）が風に流されて降るおそれがあるため注意してください。霧島山上空の風情報に留意してください。

降雨時には泥流や土石流に警戒が必要です。降雨に関する情報に留意してください。

火口から 2 km を超える範囲においても、これまでの噴火による火山灰などの堆積等により道路や登山道等が危険な状態となっている可能性があるため、引き続き、地元地方公共団体等が行う立入規制に従ってください。

<火口周辺警報（噴火警戒レベル 3、入山規制）が継続>

（注）当局の調査結果による。

(3) サイト利用の利便性の向上

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>環境省は、「環境省行政情報の電子的提供実施方針」（平成 17 年 3 月 28 日環境省情報管理委員会決定）において、ホームページの掲載情報については、提供情報の分かりやすさと利便性の向上等を図るため、できるだけ図、表、写真、動画等の分かりやすい表現方法、画面構成を用いることとし、また、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにすることとしている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局において、平成 25 年 12 月 26 日現在の九州自然歩道ポータルサイトの掲載内容を調査した結果、次のとおり、利用者にとって、分かりやすく、迅速に閲覧できるものとはなっていない状況がみられた。</p> <p>① 国土地理院の地形図では、道路幅員等に応じて「道路」、「軽車道」、「徒歩道」等の道の種別に係る情報が表示されているが、これらの表示が「ハイカーズマップ」のルート表示により、塗りつぶされ、確認ができなくなっている上、「ハイカーズマップ」におけるルートの表示方法が、九州自然歩道の本線について、佐賀県、長崎県及び鹿児島県は「一般道」（オレンジ色の線）と「登山道」（赤色の線）に分けて表示されているが、福岡県、熊本県及び宮崎県は「本線」（赤色の線）、大分県は「自然歩道」（赤色の線）と表示されるなど、各県によって表示方法が異なっており、利用者にとって分かりやすいものとはなっていない。</p> <p>② トップページのフッターメニューに「サイトマップ」のリンクは設定されているものの、「サイトマップ」のリンク先は、九州地方環境事務所のホームページのサイトマップであり、当該サイトマップにおいては、九州自然歩道ポータルサイトの掲載情報を一覧として確認できず、利用者が九州自然歩道ポータルサイトの掲載情報を迅速に閲覧できるものとはなっていない。</p> <p>③ これら以外にも、次のとおり、利用者への配慮が不十分なものがみられた。</p> <p>i) 環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室が作成した「自然大好きクラブ」のホームページ内のメニューである「長距離自然歩道を歩こう」においては、九州自然歩道の個別のコースに関する距離、所要時間、難易度、見所等の情報を、九州内 7 県ごとに掲載している。</p> <p>一方、九州地方環境事務所が作成している九州自然歩道ポータルサイトには、九州自然歩道の個別のコースに関するこれらの情報が掲載されておらず、「長距離自然歩道を歩こう」とのリンクも設定されていない。</p> <p>ii) 「ハイカーズマップ」を利用するためには、国土地理院の電子国土 Web システム(プラグイン版) Version 1.2.0 のインストールが必要であり、OS は Microsoft Windows 「XP」、「Vista」及び「7」、ウェブブラウザ</p>	<p>図表 2-(2)-③ (再掲)</p> <p>図表 2-(3)-① 図表 2-(3)-② 図表 2-(3)-③ 図表 2-(3)-④</p> <p>図表 2-(3)-⑤</p> <p>図表 2-(3)-⑥</p>

は Internet Explorer 「7」 及び「8」 であることが必要であるが、九州自然歩道ポータルサイトのトップページにはこれらの情報が具体的に明記されていない。

九州自然歩道ポータルサイトが、利用者にとって、分かりやすく、迅速に閲覧できるものとなっていない原因としては、九州地方環境事務所が、同ポータルサイト作成業務の発注に際し、ルート表示の具体的方法に係る仕様を定めないうまま発注したこと及び作成後にサイトマップの内容確認を行っていないなど、利用者の分かりやすさや利便性に十分配慮していないためと考えられる。

【所見】

したがって、九州地方環境事務所は、利用者の安全確保及び利便性向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。




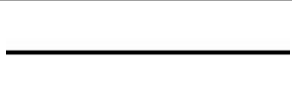
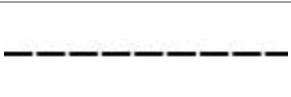
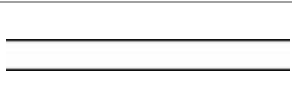
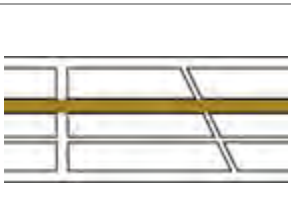
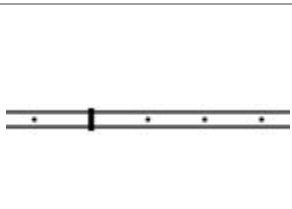


- ① 「ハイカーズマップ」の利用者が、国土地理院の地形図上において道の種別を把握できるよう、現在、九州自然歩道のルートと重なって表示されている箇所に係る表示方法を改善するとともに、「ハイカーズマップ」のルートの色などについても、各県が統一した表示にするなど、利用者にとって分かりやすいものとする。
- ② 九州自然歩道ポータルサイトのサイト内の掲載情報を確認できるサイトマップを作成すること。
- ③ 九州自然歩道ポータルサイトの情報提供内容について、「長距離自然歩道を歩こう」へのリンク設定や動作環境の説明の掲載を含め、利便性向上について検討すること。

図表 2-(3)-①

地形図地図記号

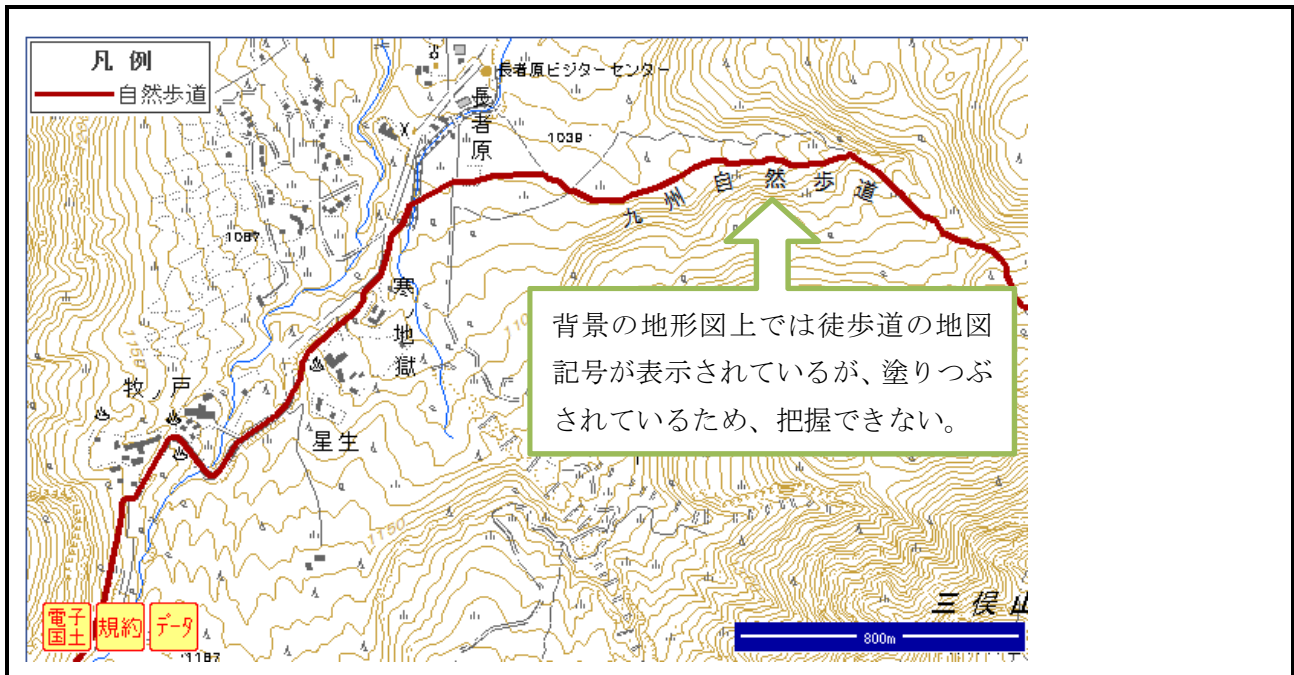
○国土地理院の2万5千分の1の地形図の地図記号一覧（抜粋）

地図記号一覧

地図記号	名称・説明	地図記号	名称・説明
	4車線以上の道路 道路の幅が13メートル以上 25メートル未満の道路		2車線の道路 道路の幅が5.5メートル以上 13メートル未満の道路
	1車線の道路 道路の幅が3メートル以上 5.5 メートル未満の道路		軽車道 道路の幅が1.5メートル以上3 メートル未満の道路
	徒歩道 道路の幅が1.5メートル未満 の道路		真幅道路 道路の幅が25メートル以上 の道路
	街路 市街地などで建物などが密集 している区域のはば3メートル 以上 25メートル未満の道路		有料道路 その道路を使用する自動車 から、通行料を徴収する道路 料金所 有料道路の料金を徴収する 施設の場所
	分離帯等 道路内を上下線に分ける構 造物をいい、幅20メートル以 下のもの		国道等 道路法という法律で決められ ている高速自動車道、都市高 速道路や一般国道

図表 2 - (3) - ②

国土地理院の地形図に記載されている道の種別が把握できない例



- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 地形図等は九州自然歩道ポータルサイトのハイカーズマップによる。

図表 2 - (3) - ③

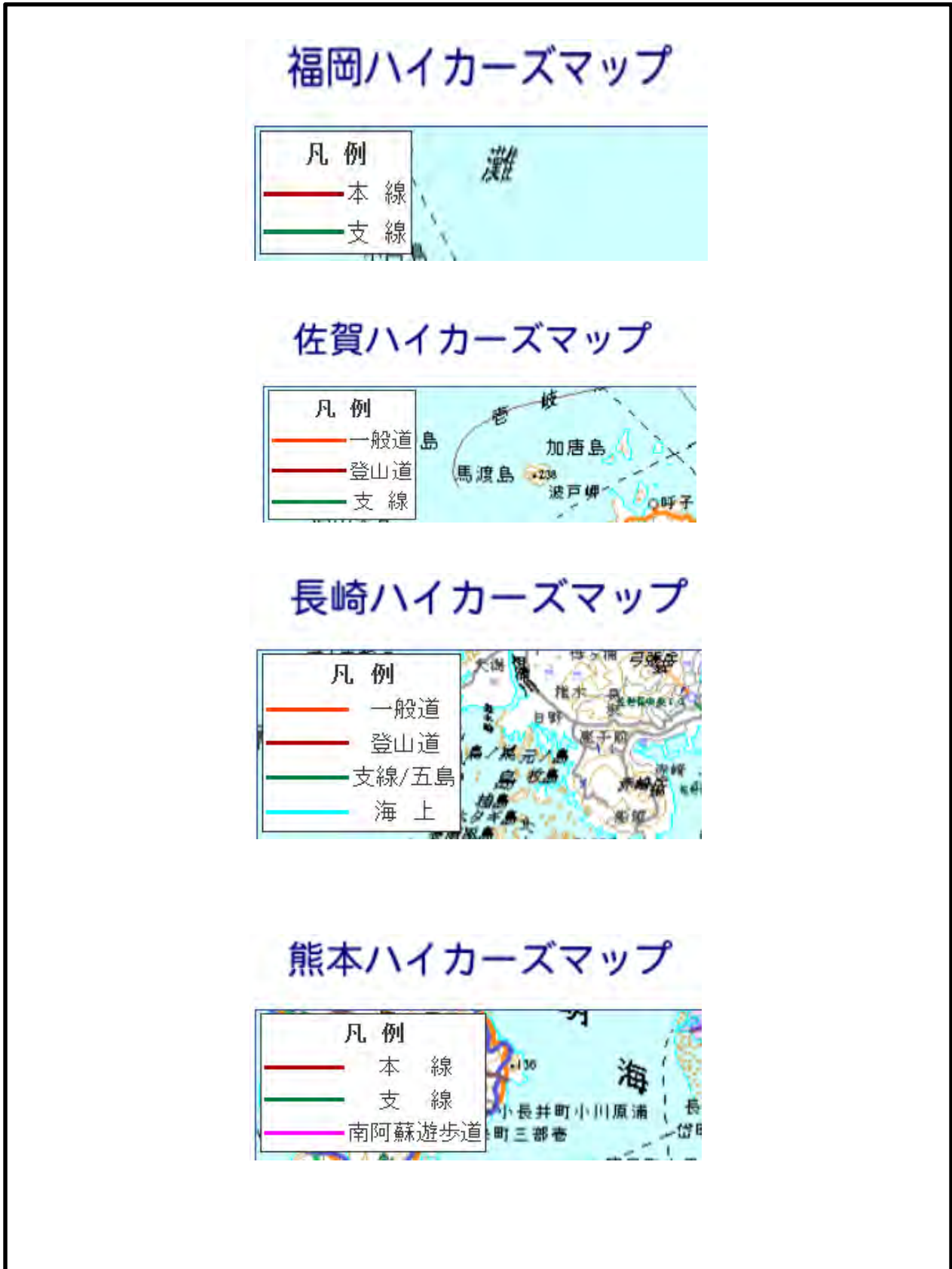
九州内7県のハイカーズマップのルートの表示方法

ハイカーズマップ名	ルートの表示方法
福岡ハイカーズマップ	本線：赤色の線 支線：緑色の線
佐賀ハイカーズマップ	一般道：オレンジ色の線 登山道：赤色の線 支線：緑色の線
長崎ハイカーズマップ	一般道：オレンジ色の線 登山道：赤色の線 支線：緑色の線 海上：水色の線
熊本ハイカーズマップ	本線：赤色の線 支線：緑色の線 南阿蘇遊歩道：ピンク色の線
大分ハイカーズマップ	自然歩道：赤色の線
宮崎ハイカーズマップ	本線：赤色の線 支線：緑色の線
鹿児島ハイカーズマップ	一般道：オレンジ色の線 登山道：赤色の線 海上：水色の線

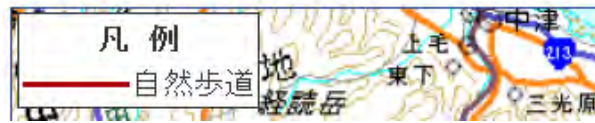
(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (3) - ④

九州内7県のハイカーズマップにおける道の種類（凡例）の表示状況



大分ハイカーズマップ



宮崎ハイカーズマップ



鹿児島島ハイカーズマップ

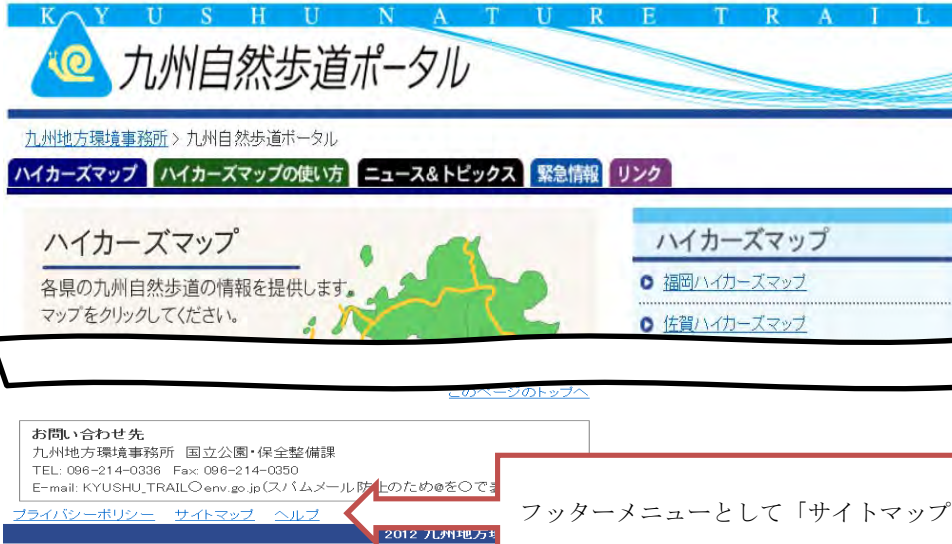


- (注) 1 当局の調査結果による。
2 地形図等は九州自然歩道ポータルサイトのハイカーズマップによる。

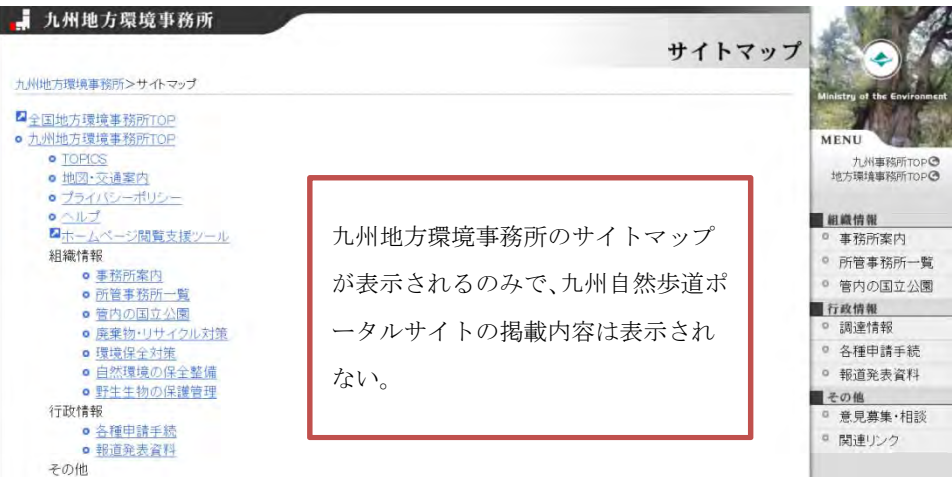
図表 2 - (3) - ⑤

九州自然歩道ポータルサイトのトップページ及びサイトマップの表示内容

○九州自然歩道ポータルサイトのトップページの表示内容



○九州自然歩道ポータルサイトのサイトマップの表示内容



(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (3) - ⑥

「長距離自然歩道を歩こう」に掲載されている個別コースの例

【九重山群縦走コース（九重町大字田野～竹田市久住町大字久住）】

登山基地長者原を起点に、九州本土最高峰久住山、大船山をめぐるコースで、樹林を抜け、草原や沼地、澗沢を歩く変化に富んだ山岳コースとなっています。九重山群と称されるこの地域は、久住山、大船山を中心に星生山など 1,000m 級の山が 30 峰に達し、北麓の飯田高原、南麓の久住高原は雄大な大草原をくりひろげ、ここを通る歩道はまさに自然歩道の中の自然歩道といえます。また高山性植物も多く、ここを南限とするコケモモやイワカガミをはじめミヤマキリシマ、ベニドウダンなどの美しい群落が見られます。

〈距離〉 8.9km（支線コース 4.5km）

〈所要時間〉 3 時間 10 分（支線コース 1 時間 00 分）

〈難易度〉 3

〈区間〉長者原 ～ 雨ヶ池越 ～ 坊がつる（法華院）～ 佐渡窪 ～ 朽網別れ（⇒沢水）

〈見どころ〉

長者原（ビジターセンター、自然研究路）、坊がつる、法華院温泉、久住山（角閃安山岩のトロイデ、3つの旧火口）、大船山（火口湖の御池や、米窪、段原の火口跡）、久住高原、タデ原湿原

【植物】

コケモモ・マンネンスギ・イワカガミ（久住山）、ミヤマキリシマ・ベニドウダン（大船山）、原生樹林・初夏のシヤクナゲ・秋の紅葉（黒岳）

・大分県 企画振興部 観光・地域振興局 計画調整班 TEL：097-506-2116

・九重町役場 商工観光課 TEL：0973-76-3150

・竹田市役所 商工観光課 TEL：0974-63-4807

（注）当局の調査結果による。

3 ビジターセンターの休憩・避難機能等の充実

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>ビジターセンターは、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）第 1 条に掲げる博物展示施設に該当しており、「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について（平成 15 年 5 月 28 日環自国発第 030528006 号）の別表「自然公園法施行令第 1 条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」によると、主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。）と定義されている。</p> <p>ビジターセンターの有する機能については、「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月作成）において、①利用のための案内・情報提供機能、②自然及び人文の解説機能、③自然と触れ合うことのできる体験の指導・促進機能を基本タイプとし、立地条件、環境条件等によって、④休憩・避難・便益のための機能、⑤調査・研究のための機能、⑥管理・運営のための機能を追加することができることとされており、このうち休憩・避難・便益のための機能については、快適な休憩利用、緊急時の安全な避難場所などの提供を行うものとされている。</p> <p>また、九州地方環境事務所防災業務計画（平成 20 年）において、①所管施設等の耐震性とその安全性の確保について、所管の施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その耐震性の強化、非常用電源の確保、補完的機能の充実に十分配慮するよう努めるものとする、②自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、停電時対策を講じておくよう努めるものとする、③所管施設等の設備等について、災害時における緊急避難場所等としての利用にも対応できるよう防災機能の向上のために必要な設備等の整備を図るよう努めるものとする等と規定されている。</p>	<p>図表 3-① 図表 3-②</p> <p>図表 3-③</p> <p>図表 3-④</p>
<p>【調査結果】</p> <p>環境省直轄ビジターセンターは、九州内の国立公園に 7 施設（屋久島世界遺産センターを除く。）整備されており、このうち、休憩・避難・便益のための機能を有するビジターセンターは、4 施設（九十九島ビジターセンター、雲仙お山の情報館、長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンター）となっている。</p> <p>今回、雲仙お山の情報館、長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンターについて、休憩・避難・便益のための機能の確保状況及び防災設備等の確保状況について調査した結果、えびのエコミュージアムセンター及び長者原ビジターセンターにおいて、次のとおり、休憩施設の充実について改善を図る必要があるもの、防災設備等の一層の充実を図る必要があるものがみら</p>	<p>図表 3-⑤ ～ 図表 3-⑨</p> <p>図表 3-⑩</p>

<p>れた。</p> <p>① 休憩施設の充実</p> <p>えびのエコミュージアムセンターは、標高 1,200 メートルのえびの高原（宮崎県えびの市）に立地し、九州自然歩道の利用者や霧島連山の登山者の起点施設として位置付けられている。えびのエコミュージアムセンターの施設管理者は、四季を通じて、登頂前や下山後に食事や休憩を取る登山者の姿を多く見かけるとしているが、えびのエコミュージアムセンターの館内フロアは、ほぼ全域が霧島連山の自然や文化についての紹介・展示スペースとなっており、登山者等の休憩利用は館外に設置されたテーブルとベンチの 2 か所に限定された状況となっている。</p> <p>また、えびのエコミュージアムセンター周辺の冬季の外気温は、4.4 度（平成 26 年 1 月平均、14 時の気温）であり、吹き抜け構造の同センターの館内も同様の気温であることが推察されるが、施設の判断により冬季の館内の暖房設備の稼働は制限されており、環境省が設置を進めているペレットストーブ（注）等のスポット暖房も設置されていない状況がみられた。</p> <p style="padding-left: 40px;">（注） 木質ペレット（おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料）を燃料とするストーブのことである。</p> <p>そのため、当局の調査当日、外気温が 0 度に近いにもかかわらず、寒風の中、館外のベンチで昼食休憩を取る利用者（登山者）や、高齢者の団体が足早に退館する姿がみられた。</p> <p>② 防災設備の充実</p> <p>長者原ビジターセンターは、くじゅう山系の登山ルートの起点に位置し、「ラムサール条約」に登録された「タデ原湿原」と一体となった施設で、えびのエコミュージアムセンターは、霧島連山の登山ルートの起点に位置し、観光地であるえびの高原の中心施設であり、両ビジターセンターは、近年の登山ブームの影響もあって多くの登山者が利用するほか、不特定多数の人が利用する施設である。</p> <p>一方、長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンターは、いずれも活火山を有する山間部にあり、登山者が突然の豪雨や降雪等によって一時避難をすることが可能な施設であり、また、えびのビジターセンターにおいては、山岳事故等の搜索拠点として利用されている重要な施設である。</p> <p>このような状況にもかかわらず、長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンターは、災害時における非常用電源を保有しておらず、災害時に電気の供給が停止した場合、電源を必要とする現有の通信機器等が機能しない事態が発生する可能性が高いと考えられる。</p> <p>上記①及び②の原因について、九州地方環境事務所は次のとおり説明している。</p>	<p>図表 3-11</p> <p>図表 3-12</p> <p>図表 3-13</p> <p>図表 3-14</p> <p>図表 3-15</p> <p>図表 3-16</p>
---	---

① えびのエコミュージアムセンター館内で暖房設備を運転していないのは、施設設置当初から灯油を燃料とする空調設備を使用しており、環境省が温室効果ガスの排出削減を推進していることを受けて、同設備の稼働を最小限としているためである。

補完的な暖房設備（ペレットストーブ）を備えていないのは、平成 25 年の展示場の改修を検討した際、施設管理者からの要望がなかったためであり、また、休憩スペースを確保していないのは、同センターが展示を主体とした特徴を持つ施設であり、かつ暖房機器と同様、施設管理者から休憩スペースの設置要望がなかったためである。

② 管内の直轄ビジターセンターに非常用電源等の災害用の設備等を配備していない理由は、災害時においては施設利用者を指定避難所等の安全な場所に誘導することを優先し、ビジターセンター利用者等を館内に長時間避難をさせることを想定していないためである。

しかしながら、公共施設で、多くの利用者があるビジターセンターにおいては、利用者に対する利便性の向上と安全の確保は重要な責務であると考えられる。

【所見】

したがって、九州地方環境事務所は、ビジターセンター利用者の利便向上及び安全確保等を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① えびのエコミュージアムセンターにおいては、利用者の利用実態に合わせた休憩施設の充実に努め、館内に休憩スペースを確保し、その休憩スペースにペレットストーブの配置を検討すること。

② 長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンターのように、周辺に不特定多数の人を収容できる公共施設がなく、登山利用者の起点となっているビジターセンターについては、通信機器を含めて災害時等に稼働させる必要がある機器の非常用電源を確保することを検討すること。

図表 3-17

○自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。次章第 6 節及び第 74 条を除き、以下同じ。）であつて、環境大臣が第 5 条第 1 項の規定により指定するものをいう。
- 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第 5 条第 2 項の規定により指定するものをいう。
- 四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第 72 条の規定により指定するものをいう。
- 五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。
- 七 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

○自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）（抜粋）

（公園事業となる施設の種類の）

第 1 条 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舎及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設（主として国立公園又は国定公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として国立公園又は国定公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。）
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

（注）本表中の下線は、当局が付した。

図表 3-②

ビジターセンターの定義

○「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について（平成 15 年 5 月 28 日環自国発第 030528006 号）
別表「自然公園法施行令第 1 条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」（抜粋）

（「博物展示施設」の定義）

自然公園法施行令第 1 条に掲げる博物展示施設に該当し、主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。）をいう。

（注）本表中の下線は、当局が付した。

図表 3-③

自然公園等施設技術指針（ビジターセンター関係）

○自然公園等施設技術指針（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）（抜粋）
第 4 章 博物展示施設（ビジターセンター等）

I 博物展示施設（ビジターセンター等）の計画と設計の手順

I-1 博物展示施設（ビジターセンター等）の適用範囲

本指針は、自然公園等の博物展示施設（ビジターセンター等）に適用する。ただし、地域の特性、その他の事情により適用しがたい場合は、この指針によらないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重するものとする。

（解説）

本指針における自然公園等の博物展示施設（ビジターセンター等）とは、自然公園法で規定される自然公園内の博物展示施設であり、その定義は、「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について（平成 15 年 5 月 28 日環自国発第 030528006 号）別表「自然公園法施行令第 1 条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」で次のとおりとされている。

（定義）

主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。）をいう。

また、「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いについて」（平成 3 年 7 月 5 日環自計第 128 号、環自国第 385 号）に準じ、広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場を付帯施設とすることができる。

以下、本指針における自然公園等の博物展示施設（ビジターセンター等）は、ビジターセンターという。

I-2 ビジターセンターに関する基本方針

ビジターセンターは、自然への理解を深め、人と自然とのふれあいを一層推進する観点から野外の利用や野外での自然観察等の活動を支援するための施設として整備する。このため、ビジターセンターの利用が屋内にとどまることなく、周辺及び対象地域の自然とビジターセンターの利用が一体的に促進されるよう配慮しなければならない。

また、ビジターセンターは、優れた自然環境の中に設置されるものであることから、整備に当たっては、立地する場所の自然環境の特性を十分把握して適切に保全するとともに、管理・運営面にも配慮した施設とすることが必要である。

（略）

I-3 ビジターセンターのタイプ

ビジターセンターは、利用のための案内・情報提供、自然及び人文の解説、自然とのふれあい体験の指導・促進の各機能を備えたビジターセンターを基本タイプとする。

なお、整備する位置の立地条件、環境条件等によって必要に応じ機能の追加、重点化を行う。

(解説)

ビジターセンターは、次のような機能を有する。

① 利用のための案内・情報提供機能

利用者の適正な利用活動を助けるため、利用地点や興味地点などの案内、自然の状況や利用状況に関する情報、当日の天気情報などのリアルタイムに近い各種情報の提供を行うもの。

② 自然及び人文の解説機能

利用者の自然公園等の利用に際しての理解を深めるため、対象とする地域の地形、動植物、自然現象、歴史、文化財等に関する解説を行うもの。

③ 自然とのふれあうことのできる体験の指導・促進機能

利用者が直接自然にふれ体験するための支援や誘導を行うもの。

④ 休憩・避難・便益のための機能

快適な休憩利用、緊急時の安全な避難場所などの提供を行うもの

⑤ 調査・研究のための機能

情報提供や解説のための機能を充実するため、対象とする地域の自然環境や利用状況に関する調査、研究、情報収集を行うもの

⑥ 管理・運営のための機能

ビジターセンター及び周辺における利用施設や自然環境などの点検や維持管理、簡易な補修などの保守、美化清掃などの活動とこれらの活動や情報提供、ふれあい体験指導などに要する人材育成などを行うもの。なお、上記各機能には、それぞれの機能に伴う最小限の管理・運営機能が含まれている。

ビジターセンターの整備に際しては、このうち利用のための案内・情報提供機能、自然及び人文の解説機能及び自然とのふれあい体験の指導・促進機能の各機能を備えたビジターセンターを基本タイプとする。なお、ビジターセンターは、整備する位置の立地条件や環境条件及び利用者層の違い等によってその性格が異なることから、必要に応じ機能の追加、重点化を行う。

(略)

II-4-2 ビジターセンターの主要スペース

(i) ~ (iii) (略)

(iv) 休憩室・展望室・図書室

(A) 設計の考え方

- ① ビジターセンターの快適な利用のために、また、親しみやすい施設とする観点からも、疲れたら休むことができる適切な面積の休憩室または休憩コーナーなどの休憩スペースを配置する。
- ② 休憩スペースは、展示利用に際してのゆとりのある観賞やリフレッシュ効果のほか、見聞体験したことの意見交換や内容確認の場ともなり、また観賞や体験のスピードの違いを調節する場ともなることから、展示室や他のスペースとの関係に留意して配置する。
- ③ 展示スペース内に休憩コーナーを設ける場合は、展示の脇でのベンチやスツールの設置や段や縁を利用する形式での設置など、利用者の観賞や体験の意識がとぎれないよう工夫するとともに、他の利用者の動線を妨げる等の支障とならない配置に留意する。
- ④ 展示スペースと別個に設ける場合は、展示室に隣接させて、外の風景がよく見える場所や開放感があり見通しのよい場所がよく、外の眺望や屋外とのつながりとの関係、トイレの位置との関係、飲み物や喫煙の取り扱い等を考慮して配置を検討する。特に、展示と屋外を同時に感じさせる休憩スペースが望ましく、屋外や屋上に設けることも検討されてよい。
- ⑤ 自然研究路を併設するなど広い範囲での野外の自然と一体的な利用を行うビジターセンターや山岳部・山間部・海岸等天候の変化による影響を受けやすい利用地点に立地するビジターセンターにおいては、避難機能も兼ねた休憩スペースを設置する。
- ⑥ 避難機能を兼ねた休憩スペースは、学校団体や自然観察会等行事の際の利用を考慮し、利用者層に応じた面積を確保するよう検討する。特に、山岳部の登山口や多雨地等で他に適切な休憩・避難の施設がないような立地条件のビジターセンターにおいては、利用者の休憩と悪天候時等の避難の両面から必要な機能を確保する。

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

図表 3-④

九州地方環境事務所の防災業務計画

○九州地方環境事務所防災業務計画（九州地方環境事務所）（抜粋）

第1編 総則

1 目的

この計画は、環境省防災業務計画に基づき、九州地方環境事務所の所掌事務及び管轄区域において、防災業務を推進する上で必要な措置を定め、もって的確かつ計画的な災害対策の実施・推進に資することを目的とする。

2 実施方針

この計画の実施に当たっては、環境省本省（以下「本省」という。）と九州地方環境事務所の相互の有機的な連携を図るとともに、関係地方公共団体、関係公共機関、関係事業者等の行う防災活動との調整を図り、総合的な防災活動及び災害対策の推進に寄与するよう努めるものとする。

なお、この計画は、的確かつ計画的な災害対策の実施・推進の観点から、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 防災体制

（略）

第2編 震災対策

1 災害予防

（(1)から(3) 略）

(4) 所管施設等の耐震性その他の安全性の確保

所管の施設・設備及び環境省が地方公共団体に補助した施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その耐震性の強化、非常電源の確保、補完的機能の充実に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、停電時対策を講じておくよう努めるものとする。

なお、南海地震が発生した場合など、物資の供給が相当困難な場合を想定し、食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

(5) 所管施設等の設備等

所管の国立公園等について、災害時における緊急避難場所等としての利用にも対応できるよう防災機能の向上のために必要な設備等の整備を図るよう努めるものとする。このため、国立公園内の所管地、集団施設地区等における各種施設の状態等必要な情報について、あらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。

（(6)から(9) 略）

3 災害復旧・復興等

（略）

4 東南海・南海地震防災対策推進計画

（略）

第3編 風水害、火山災害その他の災害対策

1 災害予防

（(1)から(3) 略）

(4) 所管施設等の安全性の確保

所管の施設・設備及び環境省が地方公共団体に補助した施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その浸水対策、非常電源の確保、補完的機能の充実に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、停電時対策を講じておくよう努めるものとする。

(5) 所管施設等の整備等

所管の国立公園等について、災害時における緊急避難場所等としての利用にも対応できるよう防災機能の向上のために必要な設備等の整備を図るよう努めるものとする。このため、国立公園内の所管地、集団施設地区等における各種施設の状態等必要な情報について、あらかじめ把握する体制の整備に努めるものとする。

- （注） 1 所管施設等には、ビジターセンター、官舎、東屋、園地、野営場が含まれる。
 2 本表中の下線は、当局が付した。
 3 九州地方環境事務所によると、同計画は平成20年に策定したものである。

図表 3-⑤

環境省直轄のビジターセンター（九州）（屋久島世界遺産センターを除く）

国立公園名	施設名称	所在地	開設時期
西海	九十九島ビジターセンター	長崎県佐世保市鹿子前町 1053-2	平成 22 年 7 月
雲仙天草	雲仙お山の情報館	長崎県雲仙市小浜町雲仙 320	平成 16 年 4 月
	雲仙諏訪の池ビジターセンター	長崎県雲仙市小浜町山畑 3953	平成 12 年 4 月
	平成新山ネイチャーセンター	長崎県島原市南千本木町甲 2683	平成 15 年 2 月
阿蘇くじゅう	南阿蘇ビジターセンター	熊本県阿蘇郡高森町高森 3219	昭和 58 年 3 月
	長者原ビジターセンター	大分県玖珠郡九重町大字田野 255-33	平成 9 年 7 月
霧島錦江湾	えびのエコミュージアムセンター	宮崎県えびの市末永 1495-5	平成 12 年 3 月

（注）当局の調査結果による。

図表 3-⑥

環境省直轄のビジターセンターの機能区分（九州）（屋久島世界遺産センターを除く）

施設名称	ビジターセンターの有する機能区分					
	案内 情報 ①	解説 展示 ②	体験 促進 ③	休憩 避難 ④	調査 研究 ⑤	管理 運営 ⑥
九十九島ビジターセンター	○	○	○	○	○	○
雲仙お山の情報館	○	○	○	○	—	○
雲仙諏訪の池ビジターセンター	○	○	—	—	—	—
平成新山ネイチャーセンター	○	○	—	—	—	○
南阿蘇ビジターセンター	—	○	○	—	—	○
長者原ビジターセンター	○	○	○	○	—	○
えびのエコミュージアムセンター	○	○	—	○	—	○

（注）当局の調査結果による。

図表 3-⑦

環境省直轄のビジターセンターの整備費等の状況（九州）（屋久島世界遺産センターを除く）

施設名称	開設時期	整備費 (百万円)	建物 構造	延床 面積 (㎡)	改修費（平成 20 年度以降）
九十九島ビジターセンター	平成 22 年	290	木造	498	実績なし
雲仙お山の情報館	平成 16 年	400	RC 造	801	実績なし
雲仙諏訪の池ビジターセンター	平成 12 年	590	RC 造	544	実績なし
平成新山ネイチャーセンター	平成 15 年	840	RC 造	693	実績なし
南阿蘇ビジターセンター	昭和 58 年	50	RC 造	498	平成 20 年度 9,359 千円（太陽光発電機設置） 平成 24 年度 79,800 千円（展示改修）
長者原ビジターセンター	平成 9 年	350	RC 造	698	平成 23 年度 18,000 千円（省エネ改修）
えびのエコミュージアムセンター	平成 12 年	490	木造	858	平成 24 年度 173,000 千円（展示改修）

（注）当局の調査結果による。

図表 3-⑧

環境省直轄のビジターセンターの運営体制（九州）（屋久島世界遺産センターを除く）

施設名称	運営者	運営管理業務等の委託先
九十九島ビジターセンター	運営協議会 （構成者：環境省、長崎県、佐世保市、させぼパール・シー（株）、佐世保観光コンベンション協会）	させぼパール・シー（株）
雲仙お山の情報館	運営協議会 （構成者：環境省、長崎県、雲仙市、（社）雲仙観光協会、温泉旅館ホテル組合、雲仙小学校、雲仙自治会、雲仙婦人会、自然公園財団）	自然公園財団雲仙支部
雲仙諏訪の池ビジターセンター	休暇村協会休暇村雲仙	休暇村協会休暇村雲仙
平成新山ネイチャーセンター	自然公園財団雲仙支部	自然公園財団雲仙支部
南阿蘇ビジターセンター	運営協議会 （構成者：環境省、熊本県、高森町、休暇村協会休暇村南阿蘇）	休暇村協会休暇村南阿蘇
長者原ビジターセンター	くじゅう地区管理運営協議会 （構成者：環境省、大分森林管理署、大分西部森林管理署、大分県、九重町、竹田市、九重・飯田高原観光協会、筋湯温泉観光協会、釜ノ口温泉観光協会、久住高原観光協会、九重の自然を守る会、学校法人福岡大学、その他長者原地区及びくじゅう山群に関係する個人又は団体）	くじゅう地区管理運営協議会
えびのエコミュージアムセンター	自然公園財団えびの支部	自然公園財団えびの支部

（注）当局の調査結果による。

図表 3-⑨

環境省直轄のビジターセンターの利用者数の推移（九州）（屋久島世界遺産センターを除く）

（単位：人）

施設名称	年度				
	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
九十九島ビジターセンター			100,285	112,036	127,691
雲仙お山の情報館	69,098	65,852	53,047	51,089	52,495
雲仙諏訪の池ビジターセンター	29,059	29,475	28,098	28,744	25,175
平成新山ネイチャーセンター	39,683	37,432	35,224	30,417	33,560
南阿蘇ビジターセンター	18,829	24,294	25,092	29,338	30,852
長者原ビジターセンター	33,340	74,597	78,756	96,703	114,377
えびのエコミュージアムセンター	46,854	47,761	42,978	39,997	61,783
7 施設合計	236,863	279,411	363,480	388,324	445,933
指 数	100	118	154	164	188

（注）当局の調査結果による。

図表 3-⑩

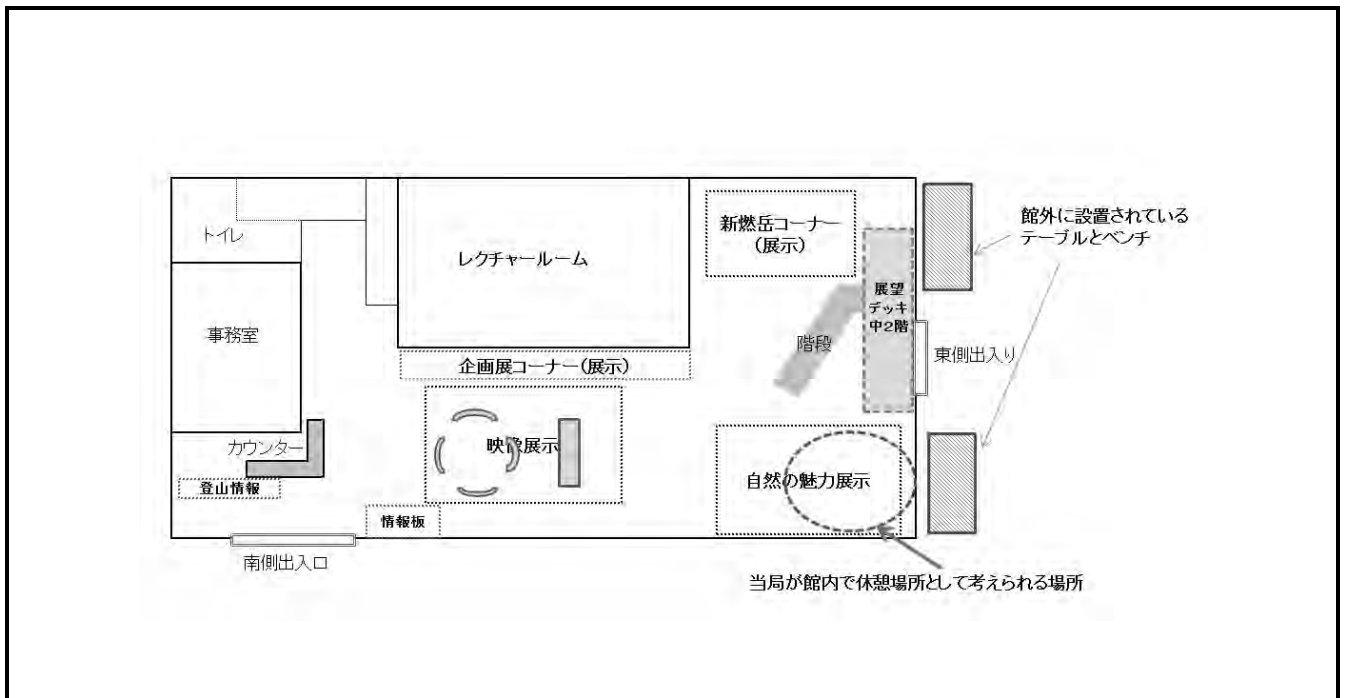
ビジターセンターにおける非常用機器等の配備状況（調査対象ビジターセンター）

施設名称	項目 休憩所としての利用の可否	非常用機器等の設備		非常時の体制		備 考
		非常用電源	非常時の通信機能	非常時運営マニュアル等作成の有無	緊急連絡体制の作成の有無	
雲仙お山の情報館	○	×	×	○	○	雲仙旅館街の中心に位置し、消防署が隣接している
長者原ビジターセンター	○	×	×	△ 緊急地震速報対応マニュアル	○	周辺に民間宿泊施設が多数あり
えびのエコミュージアムセンター	△	×	×	△ 防災連携組織で防災計画	○	災害時は周辺施設による防災連携組織で対応

（注）当局の調査結果による。

図表 3-⑪

えびのエコミュージアムセンター館内配置図（1階）



(注) 当局の調査結果による。

図表 3-⑫

えびの高原地区と宮崎市との1月気温の比較

(単位：℃)

観測日	えびのエコミュージアムセンター駐車場		気象庁観測地：宮崎（宮崎市）	
	8:00 現在	14:00 現在	8:00 現在	14:00 現在
2014年1月2日	0	7	4.3	16.6
2014年1月3日	1	5	3.5	13.1
2014年1月4日	1	5	6.1	16.0
2014年1月5日	-1	5	4.5	13.4
2014年1月8日	6	8	10.2	13.4
2014年1月11日	-3	3	-0.9	10.3
2014年1月12日	-2	4	6.1	11.7
2014年1月13日	-4	3	3.2	10.2
2014年1月15日	-5	0	0.2	10.0
2014年1月18日	-4	2	1.3	12.3
2014年1月20日	0	4	2.5	14.0
2014年1月25日	4	7	4.7	18.7
2014年1月26日	2	4	11.1	16.0
抽出13日の平均気温	-0.4	4.4	4.4	13.5
宮崎市との気温差	-4.8	-9.1	-	-

(注) 当局の調査結果と気象庁のデータを基に作成した。

図表 3-⑬

環境省が実行している冷暖房等の管理等

**○環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画
(平成 19 年 10 月 12 日、環境省) (抜粋)**

1～3 (略)

4 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1)～(4) (略)

(5) 冷暖房の適正な温度管理

① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理 (冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度) を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(6) 新エネルギーの有効利用

① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。

② このため、すでに中央合同庁舎第 5 号館屋上には設置済みの太陽光発電装置を地方環境事務所等においても可能な限り幅広く導入する。また、国民公園管理事務所、国立公園のビジターセンター等にペレットストーブの導入を一層進める。

(以下、略)

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

図表 3-⑭

えびのエコミュージアムセンター冬季利用者の状況

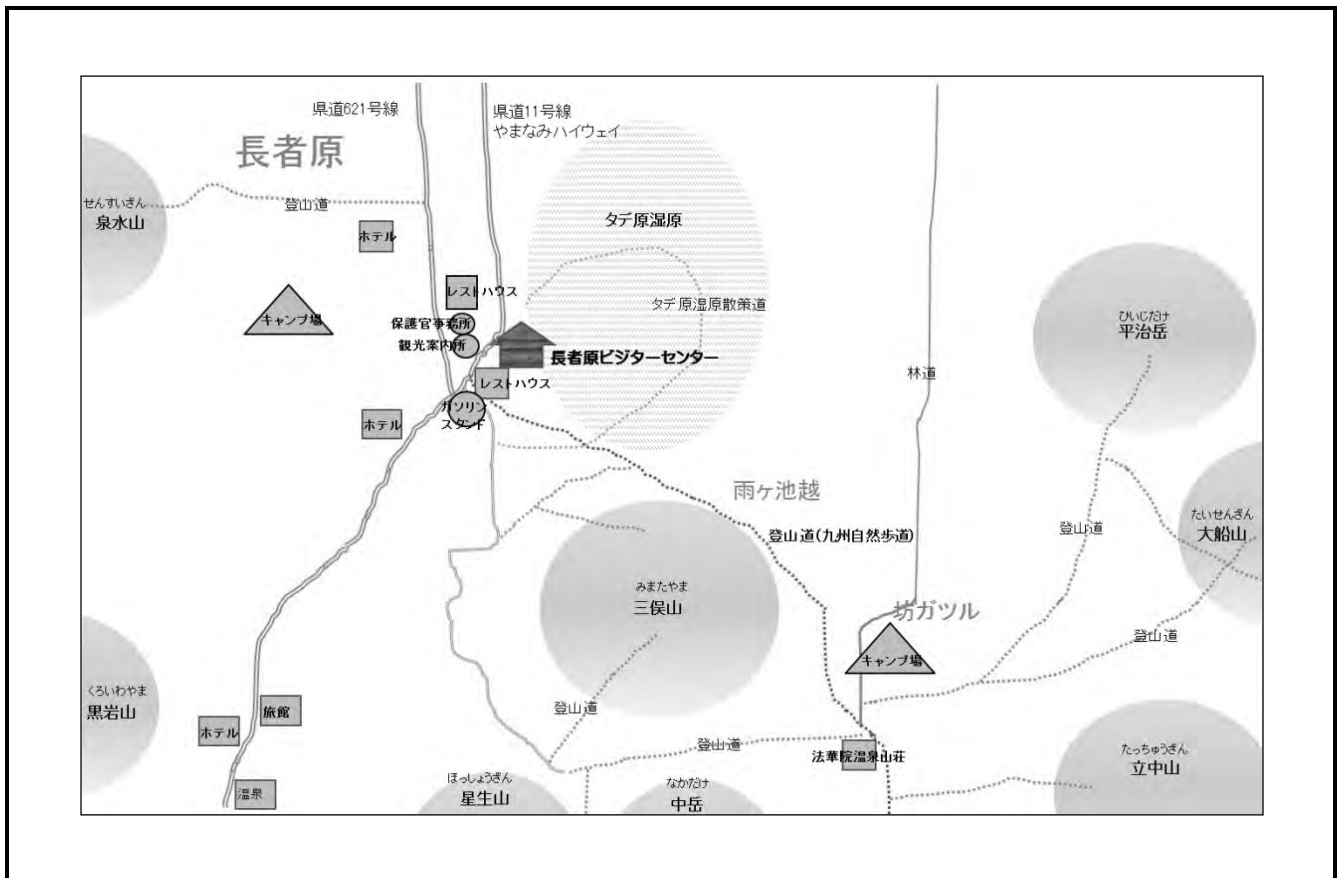
(単位: 人)

項目	平成 24 年度			25 年度		
	24 年	25 年		25 年	26 年	
	12 月	1 月	2 月	12 月	1 月	2 月
月の利用者数	2,126	2,775	2,635	5,895	5,962	
1 日当たり平均利用者数	69	90	91	190	192	
年間利用者数	61,783			104,147		
1 日当たり平均利用者数 (年間)	169			340		
冬季期間における月平均利用者数	2,512			5,929		

(注) 1 当局の調査結果による。
2 平成 25 年度の年間利用者数、1 日当たり平均利用者数 (年間)、冬季期間における月平均利用者数は、4 月から 1 月までの集計値、平均値である。

図表 3-15

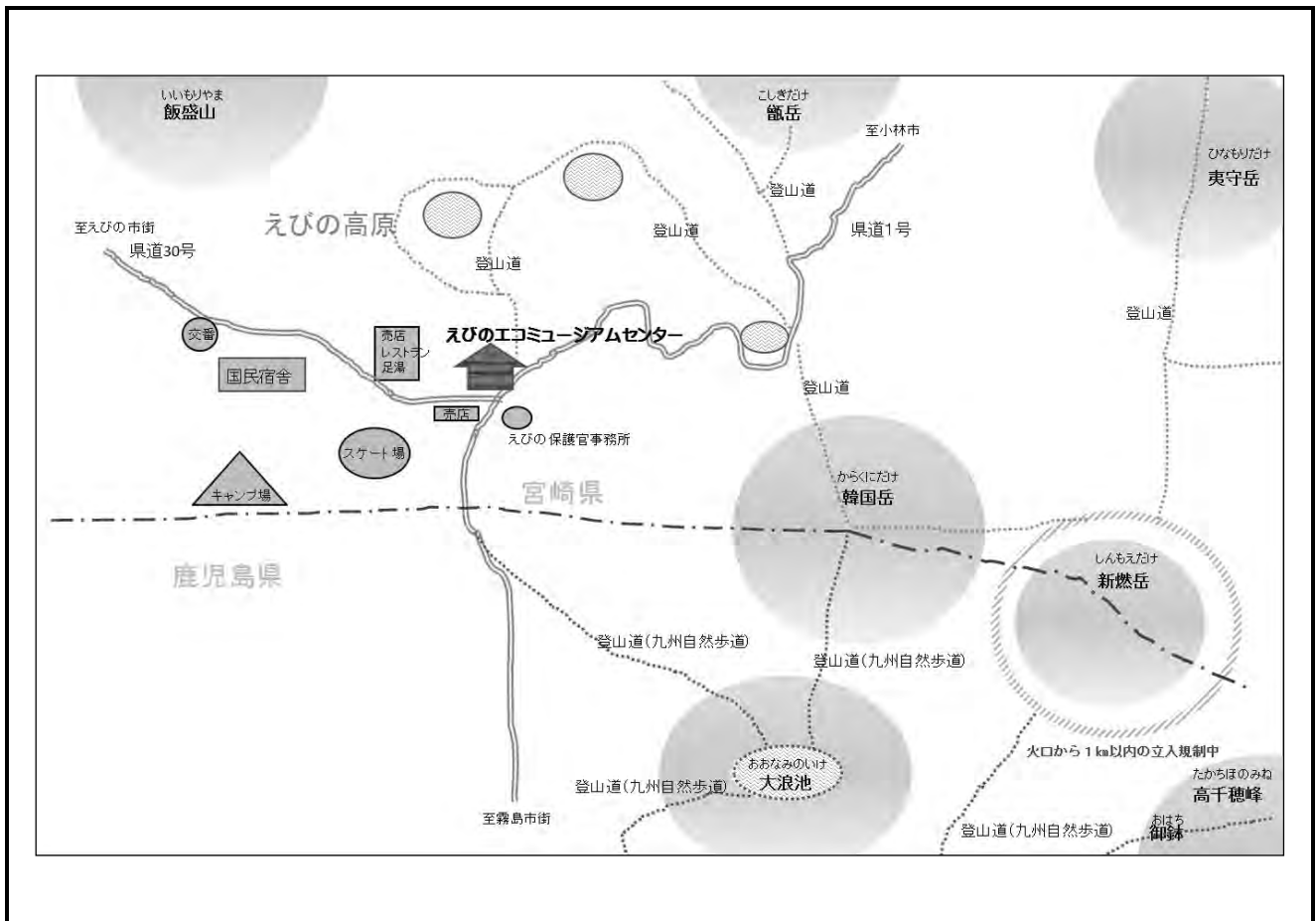
九重連山（長者原）における長者原ビジターセンターの配置状況（地図）



(注) 本図は、当局が作成した。

図表 3-⑯

えびの高原におけるえびのエコミュージアムセンターの配置状況（地図）



(注) 本図は、当局が作成した。

図表 3-⑰

ビジターセンターの暖房設備状況（調査対象ビジターセンター）

施設名称	暖房設備	燃料種類	年間使用数量	年間使用燃料の金額*
雲仙お山の情報館	ペレットストーブ	木質ペレット	1,700 kg	92,522 円
長者原ビジターセンター	ペレットストーブ	木質ペレット	533 kg	30,382 円
えびのエコミュージアムセンター	暖房設備	灯油	1,000 ㍓	93,713 円

(注) 1 当局の調査結果による。

2 燃料の数量と金額は、平成 22 年度から 24 年度の 3 か年の平均値である。